

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第1号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則	保 育 課	令和4年1月25日
規則第2号	さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和4年2月2日
規則第3号	さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和4年2月18日
規則第4号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年2月21日
規則第5号	さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和4年2月22日
規則第6号	さいたま市開発行為の手續に関する条例施行規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和4年2月22日
規則第7号	さいたま市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和4年2月22日
規則第8号	さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	介 護 保 険 課	令和4年2月25日
規則第9号	さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和4年2月25日
規則第10号	さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和4年2月25日
規則第11号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和4年3月1日
規則第12号	さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	行 政 透 明 推 進 課	令和4年3月8日
規則第13号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和4年3月10日
規則第14号	さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和4年3月10日
規則第15号	さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和4年3月11日
規則第16号	さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年3月31日
規則第17号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年3月31日
規則第18号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年3月31日
規則第19号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和4年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第20号	さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則	法務・コンプライアンス課	令和4年3月31日
規則第21号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	食 品 衛 生 課	令和4年3月31日
規則第22号	さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年3月31日
規則第23号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年3月31日
規則第24号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	デジタル改革担当	令和4年3月31日
規則第25号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和4年3月31日
規則第26号	さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和4年3月31日
規則第27号	さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年3月31日
規則第28号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年3月31日
規則第29号	さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年3月31日
規則第30号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年3月31日
規則第31号	さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年3月31日
規則第32号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	令和4年3月31日
規則第33号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和4年3月31日
規則第34号	さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和4年3月31日
規則第35号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税 制 課	令和4年3月31日
規則第36号	さいたま市請負工事検査規則の一部を改正する規則	工 事 検 査 課	令和4年3月31日
規則第37号	さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和4年3月31日
規則第38号	さいたま市大崎むつみの里条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 政 策 課	令和4年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第39号	さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 政 策 課	令和4年3月31日
規則第40号	さいたま市槻の木条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 政 策 課	令和4年3月31日
規則第41号	さいたま市みずき園条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 政 策 課	令和4年3月31日
規則第42号	さいたま市さくら草学園管理規則の一部を改正する規則	総合療育センターひまわり学園	令和4年3月31日
規則第43号	さいたま市杉の子園管理規則の一部を改正する規則	総合療育センターひまわり学園	令和4年3月31日
規則第44号	さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 政 策 課	令和4年3月31日
規則第45号	さいたま市はるの園条例施行規則の一部を改正する規則	総合療育センターひまわり学園	令和4年3月31日
規則第46号	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則	青 少 年 育 成 課	令和4年3月31日
規則第47号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和4年3月31日
規則第48号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和4年3月31日
規則第49号	さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則	高 等 看 護 学 院	令和4年3月31日
規則第50号	さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	食 品 ・ 医 薬 品 安 全 課	令和4年3月31日
規則第51号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和4年3月31日
規則第52号	さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和4年3月31日
規則第53号	さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則	コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課	令和4年3月31日
規則第54号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和4年3月31日
規則第55号	さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則	下 水 道 財 務 課	令和4年3月31日
規則第56号	さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和4年3月31日
規則第57号	さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和4年3月31日
規則第58号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和4年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第59号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防団活躍推進室	令和4年3月31日

さいたま市規則第1号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2（第2条関係）						別表第2（第2条関係）					
各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が <u>里親等</u> である世帯	[略]				第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が <u>里親</u> である世帯	[略]			
[略]						[略]					
備考						備考					
1～3 [略]						1～3 [略]					
4 「 <u>里親等</u> 」とは、 <u>児童福祉法第6条の3第8項</u> に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親を						4 「 <u>里親</u> 」とは、 <u>児童福祉法第6条の4</u> に規定する里親をいう。					

いう。

5・6 [略]

7 この表及び前2項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち第2年長子どもである子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子どものうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子 0円

8 この表及び前3項の規定にかかわらず、政令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち第2年長子どもである子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等のうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子 0円

5・6 [略]

7 この表及び前3項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

ア 負担額算定基準子どものうち、小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第2年長子どもである子ども

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における第2年長子どもである子ども

(2) 第1年長子ども及び第2年長子ども以外の負担額算定基準子どもである子ども 0円

8 この表及び前3項の規定にかかわらず、政令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

ア 特定被監護者等のうち、小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子どもである子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第2年長子どもである子ども

(2) 次に掲げる子ども 0円

ア 特定被監護者等のうち、小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子どもであ

<p>9 この表及び第5項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>10 [略]</p> <p>別記様式（第9条関係） [略]</p>	<p>る子ども</p> <p><u>イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち第1年長子ども以外の子ども</u></p> <p>9 この表及び第5項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号ア又はイに掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>10 [略]</p> <p>別記様式（第8条関係） [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成29年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(認定申請)</p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。）が法第102条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請に係るマンションについて同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">申請取下げ書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	申請取下げ書	[略]	申請者 住 所 氏 名	[略]	<p>(認定申請)</p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。）が法第102条第1項の認定（以下「認定」という。）の申請に係るマンションについて同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別記様式（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">申請取下げ書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	申請取下げ書	[略]	申請者 住 所 氏 名 電話番号	[略]
申請取下げ書									
[略]									
申請者 住 所 氏 名									
[略]									
申請取下げ書									
[略]									
申請者 住 所 氏 名 電話番号									
[略]									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第3号

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市長が必要と認める図書等）</p> <p>第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「<u>品確法施行規則</u>」という。）第41条第1項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「<u>品確法</u>」という。）第44条第3項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し</p> <p>(4) <u>品確法施行規則</u>第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の交付を受けている場合</p>	<p>（市長が必要と認める図書等）</p> <p>第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類</u></p> <p>(4) <u>住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「<u>住宅品質確保法施行規則</u>」という。）第41条第1項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法第44条第3項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し</p> <p>(6) <u>住宅品質確保法施行規則</u>第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の交付を受けて</p>

当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

(5) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅の構造及び設備について、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 品確法施行規則第80条第1項の特別評価方法認定書の写し又は品確法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有する書類の写し

(6) [略]

(7) 第4条第3号ただし書に規定する場合 同号ただし書に規定する目的を達成することが確認できる図書

(8) 第5条ただし書に規定する場合 同条ただし書に規定する場合に該当することが確認できる図書

(9) [略]

2 前項の規定にかかわらず、品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて、認定申請をする場合にあっては、前項第3号から第5号までに規定する図書の添付を要しないものとする。

（市長が不要と認める図書）

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第3号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(2) 前条第1項第4号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が品確法施行規則第3条第4項の規定により当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(3) 一の建築物において、同時に2以上の認定申請（法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に限る。）又は変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1

いる場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

(7) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅の構造及び設備について、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第80条第1項の特別評価方法認定書の写し又は住宅品質確保法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有する書類の写し

(8) [略]

(9) [略]

（市長が不要と認める図書）

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第3号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(2) 前条第4号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が住宅品質確保法施行規則第3条第4項の規定により当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

(3) 一の建築物において、同時に2以上の認定申請又は変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項までの規定による変更の認定申請をいう。第5条におい

項から第3項までの規定による変更の認定申請をいう。)を行う場合であって、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき 当該共用部分に係る図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不要と認める場合 市長がその都度定める図書

(居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項)

第4条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市計画法第4条第9項の地区計画等の区域のうち、都市計画法第12条の5第2項第1号の地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条第7項の規定により定められた事項(同項第2号に係るものに限る。)に適合していること。

(2) 景観法第8条第1項の景観計画の区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条第4項第2号の規定により定められた制限に適合していること。

(3)・(4) [略]

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次に掲げる区域において建築しようとするものではないこととする。ただし、当該区域の廃止若しくは指定の解除が決定している場合又は短期間で当該区域の廃止若しくは指定の解除が確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(申請の取下げ)

第6条 認定申請、変更の認定申請(法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による変更の認定申請をいう。)又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、

て同じ。)を行う場合であつて、省令第2条第1項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき 当該共用部分に係る図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長がその都度定める図書

(居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項)

第4条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市計画法第4条第9項の地区計画等の区域のうち、都市計画法第12条の5第2項第3号の地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条第7項の規定により定められた事項(同項第2号に係るものに限る。)に適合していること。

(2) 景観法第8条第1項の景観計画の区域において建築しようとする場合にあつては、当該建築物が同条第3項第2項の規定により定められた制限に適合していること。

(3)・(4) [略]

(申請の取下げ)

第5条 認定申請、変更の認定申請又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、長期優良住宅認定申請取下げ届(様式第1号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

長期優良住宅認定申請取下届（様式第1号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 [略]

第7条 [略]

（報告）

第8条 法第11条の認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築が完了した旨の報告を求められたときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（様式第3号）に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

2 [略]

（取りやめる旨の申出）

第9条 法第14条第1項第2号の規定による申出をしようとする認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書（様式第4号）の正本及び副本に省令第6条の認定通知書（法第8条第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けた者は省令第9条の変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

（取消しの通知）

第10条 法第14条第2項の規定による計画の認定を取り消す旨の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法14条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合 認定を取り消す旨の通知書（様式第5号（その1））
- (2) 法14条第1項第2号の規定に該当する場合 認定を取り消す旨の通知書（様式第5号（その2））

（容積率の特例の許可の申請に係る図書等）

第11条 省令第18条第1項に規定する市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

2 [略]

第6条 [略]

（報告）

第7条 法第10条の認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第12条の規定により認定長期優良住宅の建築が完了した旨の報告を求められたときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（様式第3号）に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

2 [略]

（取りやめる旨の申出）

第8条 法第14条第1項第2号の規定による申出をしようとする認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書（様式第4号）の正本及び副本に認定通知書（変更認定を受けた者は変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

（取消しの通知）

第9条 市長は、認定計画実施者が法第14条第1項第1号に該当するため、法第9条第1項に規定する計画の認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書（様式第5号（その1））によりその旨を当該認定計画実施者に通知するものとする。

2 市長は、認定計画実施者が法第14条第1項第2号に該当するため、法第9条第1項に規定する計画の認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書（様式第5号（その2））によりその旨を当該認定計画実施者であった者に通知するものとする。

る。

(1) 省令第6条に規定する認定通知書（変更認定を受けた者は省令第9条に規定する変更認定通知書）の写し

(2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図並びに同項の表2に掲げる日影図（建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面

（容積率の特例の許可の申請の取下げ）

第12条 法第18条第1項の規定による許可の申請を取り下げようとする者は、許可申請取下届（様式第6号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（工事取止届）

第13条 法第18条第1項の規定による許可を受けた建築物の工事を取りやめようとする者は、工事取止届（様式第7号）の正本及び副本に省令第18条第2項の許可通知書を添えて市長に届け出なければならない。

第14条 [略]

様式第1号（第6条関係）

長期優良住宅認定申請取下届

[略]

次の長期優良住宅認定申請を取り下げたいのでさいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第2号（第7条関係）

[略]

様式第3号（第8条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

[略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定により報告します。

第10条 [略]

様式第1号（第5条関係）

長期優良住宅認定申請取下届

[略]

次の長期優良住宅認定申請を取り下げたいのでさいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第2号（第6条関係）

[略]

様式第3号（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

[略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

<p>[略] 備考 [略]</p> <p>様式第4号（第9条関係） 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書</p> <p>[略] 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。</p> <p>[略] 備考 [略]</p>	<p>[略] 備考 [略]</p> <p>様式第4号（第8条関係） 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書</p> <p>[略] 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。</p> <p>[略] 備考 [略]</p>
<p>様式第5号（その1）（第10条関係） 認定を取り消す旨の通知書</p> <p>[略] 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号又は第3号の規定により、次の建築物の長期優良住宅建築等計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第5号（その1）（第9条関係） 認定を取り消す旨の通知書</p> <p>[略] 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号の規定により、次の建築物の長期優良住宅建築等計画についてはその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定によりこれを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第5号（その2）（第10条関係） [略]</p>	<p>様式第5号（その2）（第9条関係） [略]</p>

様式第5号（その2）の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第12条関係）

許可申請取下届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき次の許可申請を取り下げたいので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条の規定により届け出ます。

- 1 許可申請年月日 年 月 日
- 2 許可申請受付番号 第 号
- 3 敷地の地名地番
- 4 取下げの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	処理事項

- 備考
1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2. 2部提出のこと。

様式第7号（第13条関係）

工事取止届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき許可を受けました次の建築物の工事を取りやめたいので、さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第13条の規定により届け出ます。

- 1 許可の年月日 年 月 日
- 2 許可番号 第 号
- 3 敷地の地名地番
- 4 建築物の用途
- 5 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	処理事項

- 備考
1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2. 2部提出のこと。
 3. 許可通知書を添付のこと。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第4条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第4号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
事業所	位置	事業所	位置
[略]		[略]	
東清掃事務所	さいたま市緑区大字大崎317番地	東清掃事務所	さいたま市見沼区大字新堤272番地1
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和4年2月28日から施行する。

さいたま市規則第5号

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年さいたま市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第2条関係） （表）	様式第1号（第2条関係） （表）
[略]	[略]
住居確保給付金支給決定通知書	住居確保給付金支給決定通知書
[略]	[略]
3 支給方法 <u>□ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</u>	3 支給方法 <u>住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</u>
<u>□ 支給決定者においてクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者</u> <u>に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</u>	
[略]	[略]
（裏）	（裏）
注	（注意事項） <u>1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合又は生活自立・仕事相談センターの作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。</u> <u>① 毎月4回以上、生活自立・仕事相談センターの面接等の支援を受けること。</u> <u>② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。</u> <u>③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと</u>

[略]

様式第3号（第3条関係）

（表）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間 （再）延長）	
[略]	
③電話番号	
申 立 事 項	④期間（再）延長が必要な理由 []
	⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 する者の収入及び預貯金が次のとおり であること。 [略] [略]
[略] 私の個人情報、住居確保給付金の支給並び に臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資 を行うために必要となる範囲で、都道府県等、 公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談 支援機関の間で相互利用されることについて了 承します。 [略]	

（裏）

注

又は求人先の面接を受けること。

- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、
常用就職届を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部として本給付金の支
給を受けている方については、本給付金の受給
期間中に収入が減少した場合、申請により支給
額の変更が可能な場合がありますので、生活自
立・仕事相談センターに申し出てください。

[略]

様式第3号（第3条関係）

（表）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間 （再）延長）			
[略]			
③電話番号		④性別	男・女
申 立 事 項	⑤期間（再）延長が必要な理由 []		
	⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属 する者の収入及び預貯金が次のとおり であること。 [略] [略]		
[略] 私の個人情報、住居確保給付金の支給並び に臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資 を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自 立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第 16号）第4条第2号に規定する都道府県等、 公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談 支援機関の間で相互利用されることについて了 承します。 [略]			

（裏）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその
他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、
又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金
を受けることができなくなるばかりでなく、不正
受給した金額の全部又は一部を徴収されることと
なります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行
うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要
があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支
援法（平成25年法律第105号。以下「法」と
いう。）第21条に基づき、報告等を求めること

があります。

4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第14条に基づく就労支援に関する福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7 省令第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（添付書類）

1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類

（例）職業相談確認票

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の金額が確認できる書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

様式第4号（第3条関係）

（表）

[略]

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

[略]

3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

支給決定者においてクレジットカードを使用する方法により貸主又は貸主から委託を受けた事業者
に賃料が確実に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。

[略]

（裏）

注

様式第4号（第3条関係）

（表）

[略]

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

[略]

3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

[略]

（裏）

（注意事項）

[略]

1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合又は生活自立・仕事相談センターの作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

① 毎月4回以上、生活自立・仕事相談センターの面接等の支援を受けること。

② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること。

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。

2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届を提出してください。

3 賃貸住宅の家賃額の一部として、本給付金の支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、生活自立・仕事相談センターに申し出てください。

[略]

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

さいたま市規則第6号

さいたま市開発行為の手續に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市開発行為の手續に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第11（第16条関係）		別表第11（第16条関係）	
区域	場所	区域	場所
西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区	<u>都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内</u>	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区	<u>都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課内</u>
中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区	<u>都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内</u>	中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区	<u>都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課内</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

さいたま市開発登録簿閲覧規則（平成13年さいたま市規則第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区 域	場 所	区 域	場 所
西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区	<u>都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内</u>	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区	<u>都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課内</u>
中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区	<u>都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内</u>	中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区	<u>都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課内</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 号

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護保険条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 131 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第10条関係）

介護保険 要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書兼区分変更申請書

(宛先) さいたま市長
次のお通り申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 転入	申請年月日	年 月 日
------	---	-------	-------

被 保 険 者	介護保険 被保険者番号				個人番号					
	医 療 保 険	保険者名				保険者番号				
保 険	被保険者証	記号				番号			枝番	
	フリガナ					生年月日	年 月 日			
者	氏 名					性 別	男 ・ 女	歳		
	住 所									
險	前回の要介護 認定の結果等	要介護状態区分	1	2	3	4	5	要支援状態区分	1	2
	変更申請 の理由	有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで								
者	病院・施設の 入院・入所 <small>(短期入所を除く)</small>	介護保険施設・医療機関等の名称								
		所在地			病棟			階		号室
主 治 医	医療機関名					主治医の氏名 (診療科)	() 科			
	最終受診日	年 月 日				意見書記載は1名の医師に限られます。				
医	所 在 地	電話番号 ()								
	調査可能曜日・ 時間帯	() 曜日	午前・午後	都合のつかない 日・曜日		月 日 ・ () 曜日				
連 絡 先 (家族等)	氏 名				被保険者との 関係			立会い 有 ・ 無		
	住 所	(被保険者と同居の場合は記入は不要です。)								
電話番号 ()										

第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

特 定 疾 病 名	
-----------	--

提 出 代 理 者	氏 名 (名称)	被保険者との関係 () 地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設 (該当に○)								
	住 所 (所在地)				事業所番号					
被保険者の認定調査を受託 (できる・できない) 電話番号 ()										

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書をさいたま市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名 (代筆者名 続柄)

受付印

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第16条関係）

介護保険サービスの種類指定変更申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

次のとおり申請します。

フリガナ						介護保険 被保険者番号														
被保険者氏名						個人番号														
医療 保 険	保険者名					被保険者番号														
	被保険者証	記号			番号			枝番												
住 所																				
電話番号		()				性 別		男 ・ 女												
生年月日		年 月 日				年 齢		歳												
現に受けている 要介護・要支援		要介護状態区分	1	2	3	4	5	要支援状態区分	1	2										
		有効期間	年 月 日 から				年 月 日 まで													
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は記載の削除を求めるサービスの種類																				
変更理由																				
特定疾病名		第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入）のみ記入																		

病院または 診療所の名称						主治医氏名													
所在地						電話番号		()											

申 請 者	<input type="checkbox"/> 被保険者（「被保険者」の場合は、以下の記入は不要） <input type="checkbox"/> 代理人																			
	氏 名 (事業所名)						事業所番号													
			被保険者との関係																	
住 所						電話番号		()												

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号（第18条関係）

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長
次のとおり届出します。

フリガナ			被保険者番号																
被保険者氏名			個人番号																
住 所			電話番号	()															
			電話番号	()															
生年月日	年 月 日		性 別																
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者																			
事業者名称																			
事業所名称		事業所番号																	
事業所所在地			電話番号	()															
			電話番号	()															
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等（※事業所を変更する場合のみ記入）																			
		変更年月日	年 月 日																

届出者	<input type="checkbox"/> 被保険者（「被保険者」の場合は、以下の記入は不要） <input type="checkbox"/> 代理人																		
	氏 名 (事業所名)	事業所番号																	
		被保険者との関係																	
	住 所 (所在地)																		
生年月日			電話番号	()															

届出者が代理人の場合は、次の委任状が必要になります。委任状欄は、署名又は記名押印をお願いします。

委任状	上記、届出者代理人に居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の届出に関する権限を委任します。																		
	被保険者氏名																		

居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業所に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 被保険者氏名 (代筆者名 続柄)

注

様式第14号（第18条関係）

介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長
次のとおり届出します。

フリガナ		被保険者番号																		
被保険者氏名		個人番号																		
生年月日	年 月 日	性別																		
住 所																				
		電話番号	()																	
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者																				
事業者名称																				
事業所名称		事業所番号																		
事業所所在地																				
		電話番号	()																	
介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入)																				
事業者名称																				
事業所名称		事業所番号																		
事業所所在地																				
		電話番号	()																	
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等（事業所を変更する場合のみ記入）																				
		変更年月日	年 月 日																	

届出者	<input type="checkbox"/> 被保険者（「被保険者」の場合は、以下の記入は不要） <input type="checkbox"/> 代理人																			
	氏 名 (事業所名)		事業所番号																	
	住 所 (所在地)																			
	生年月日		電話番号	()																

届出者が代理人の場合は、次の委任状が必要になります。委任状欄は、署名又は記名押印をお願いします。

委任状	上記、届出者代理人に介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の届出に関する権限を委任します。
	被保険者氏名

居宅介護サービス計画作成を依頼（変更）する居宅介護予防支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護予防支援事業所に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 被保険者氏名 (代筆者名 続柄)

注

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市介護保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第9号

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（点検を実施する者）</p> <p>第16条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者</u></p> <p><u>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者</u></p> <p>（講習会等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、その者の申請により前項第3号の事項に係る講習を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 電気事業法第44条第1項に規定する<u>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>（点検を実施する者）</p> <p>第16条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者</u></p> <p>（講習会等）</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、その者の申請により前項第3号の事項に係る講習を免除することができる。</p> <p>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する<u>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>

(みなし登録業者に係る届出)

第33条 条例第29条の5第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した特例屋外広告業届出書(様式第36号)により行うものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 埼玉県における登録番号、登録年月日及び有効期間満了年月日

2・3 [略]

別表第2(第7条関係)

1 条例第6条の許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用広告	[略] 突出し 広告	1・2 [略] 3 道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建造物から独立した広告	市街化区域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。)	1・2 [略] 3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合 (2) 自家広告物であつて、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上

(みなし登録業者に係る届出)

第33条 条例第29条の5第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した特例屋外広告業届出書(様式第36号)により行うものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 埼玉県における登録番号、登録年月日及び有効期限満了年月日

2・3 [略]

別表第2(第7条関係)

1 条例第6条の許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用広告	[略] 突出し 広告	1・2 [略] 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建造物から独立した広告	市街化区域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。)	1・2 [略] 3 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物であつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合は、この限りではない。

		<p><u>にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</u></p>
市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）	<p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</u></p> <p>(2) <u>自家広告物であつて、道路上への突出し幅が道路境界から1メートル以下で、かつ、下端の高さが歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合</u></p>	
[略]		

2 条例第7条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類	基準
建造物利用広告	<p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</u></p> <p>5 <u>下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</u></p>
建造物から独立した広告	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</u></p>

市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）	<p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、<u>自家広告物であつて、下端の高さが歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上である場合は、この限りではない。</u></p>	
[略]		

2 条例第7条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類	基準
建造物利用広告	<p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</u></p>
建造物から独立した広告	<p>1～3 [略]</p>

5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から2.5メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。

[略]

3 [略]

4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
[略]		
建造物利用広告	[略]	<p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>道路上への突出し幅は、道路境界から1メートル以下であること。</u></p> <p>5 下端の高さは、歩道上にあつては路面から<u>2.5メートル</u>以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
[略]		

様式第11号（第16条の4関係）
屋外広告物等点検報告書

[略]

[略]			
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
[略]			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食・変形	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

注

4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。

[略]

3 [略]

4 条例第7条第5項第3号に係る許可の基準

広告物の種類		基準
[略]		
建造物利用広告	[略]	<p>1～3 [略]</p> <p>4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から<u>3メートル</u>以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。</p>
[略]		

様式第11号（第16条の4関係）
屋外広告物等点検報告書

[略]

[略]			
点検箇所	点検項目	異常の有無	改善の概要
[略]			
取付部	1 アンカーボルト・取付け部プレートの腐食・変形	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

注

様式第23号（表）及び様式第23号（裏）を次のように改める。

様式第23号 (第23条関係) (表)

屋外広告業者登録簿

登録番号	さ広 () 第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
		初回登録年月日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
フリガナ 氏 名 〔法人にあつては名称、 代表者の氏名〕			年 月 日変更
住 所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	〒 電話番号		年 月 日変更 電話番号
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名			
職 名		氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所			
フリガナ 氏 名			
住 所	〒 電話番号		
法定代理人が法人である場合は、その役員の職名及び氏名			
職 名		氏 名	
主たる業務の内容			
その他			

様式第23号（第23条関係）（裏）

営業所	名 称			
	所 在 地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
営業所	名 称			
	所 在 地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
他の地方公共団体における登録番号		登録を受けた地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号

様式第40号（表）及び様式第40号（裏）を次のように改める。

様式第40号（第36条関係）（表）

特例屋外広告業者届出簿

届出番号	さ広（ ）第 号	埼玉県に おける 登録番 号等	登録番号	
届出年月日			登録年月日	
			有効期間満了年月日	
法人・個人の別	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏名 〔法人にあつては名称 及び代表者の氏名〕				
住所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	〒			
変更履歴	電話番号			
	変更年月日	変更した事項		

様式第40号 (第36条関係) (裏)

営業所	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	業務主任者	氏 名	
営業所	名 称		
	所 在 地	〒 電話番号	
	業務主任者	氏 名	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市屋外広告物条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第10号

さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

さいたま市優良宅地造成等認定規則（平成13年さいたま市規則第229号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号並びに第7号イ及びロ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号並びに第7号イ及びロの規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(優良宅地造成認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地造成認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(優良宅地造成認定証明申請の手続)</p> <p>第3条 法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定による認定を受けようとする者は、宅地の造成が完了した後に優良宅地造成認定証明申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(優良住宅認定申請の手続)</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号並びに第7号イ及びロ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、<u>第63条第3項第5号イ、第6号並びに第7号イ及びロ並びに第68条の69第3項第5号イ、第6号並びに第7号イ及びロ</u>の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(優良宅地造成認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u>の規定による認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に優良宅地造成認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(優良宅地造成認定証明申請の手続)</p> <p>第3条 法第28条の4第3項第7号イ、<u>第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ</u>の規定による認定を受けようとする者は、宅地の造成が完了した後に優良宅地造成認定証明申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(優良住宅認定申請の手続)</p>

第4条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前にあっても行うことができる。

2～8 [略]

（優良住宅認定申請の手続の特例）

第5条 住宅の新築工事着手後で、工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた者で、新築工事完了後に法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定を受けようとする者は、前条第1項の優良住宅認定申請書に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して市長に提出しなければならない。

2 [略]

（都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例）

第12条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けた宅地の造成（その造成区域の面積が、1,000平方メートル未満のものに限る。）について、法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定による認定を受けようとする者は、開発許可優良宅地造成認定申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2・3 [略]

（土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例）

第13条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の完了後に換地処分により取得した宅地について、法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定による認定を受けようとする者は、土地

第4条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前にあっても行うことができる。

2～8 [略]

（優良住宅認定申請の手続の特例）

第5条 住宅の新築工事着手後で、工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた者で、新築工事完了後に法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定を受けようとする者は、前条第1項の優良住宅認定申請書に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して市長に提出しなければならない。

2 [略]

（都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成に関する特例）

第12条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けた宅地の造成（その造成区域の面積が、1,000平方メートル未満のものに限る。）について、法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規定による認定を受けようとする者は、開発許可優良宅地造成認定申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2・3 [略]

（土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例）

第13条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の完了後に換地処分により取得した宅地について、法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による

区画整理法第103条第4項の規定による換地処分
の公告後、第2条第1項の優良宅地造成認定申
請書に、当該宅地に係る換地処分の通知書の写し
等を添付して、市長に提出しなければならない。

2～5 [略]

認定を受けようとする者は、土地区画整理法第1
03条第4項の規定による換地処分の公告後、第
2条第1項の優良宅地造成認定申請書に、当該宅
地に係る換地処分の通知書の写し等を添付して、
市長に提出しなければならない。

2～5 [略]

様式第1号から第3号（裏）までを次のように改める。

様式第1号（第2条、第13条関係）

優良宅地造成認定申請書

年 月 日	
(宛先)さいたま市長	申請者 住 所 氏 名 電話番号
租税特別措置法	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-right: 10px;"> 第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ </div> <div style="margin-left: 10px;"> の規定により、優良な宅地(同法第 </div> </div>
31条の2第2項第14号ハ及び同法第62条の3第4項第14号ハに規定する造成にあつては住宅の建設の用に供する優良な宅地)の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。	
造 成 宅 地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称及び土地の地番
	2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
	3 宅地造成区域の面積 m²
	4 宅地の用途
	5 工事着手予定年月日 年 月 日
	6 工事完了予定年月日 年 月 日
	7 その他必要な事項
※受付番号	年 月 日 第 号
※認定番号	年 月 日 第 号

注

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「7 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び同法第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合には、申請文中「第31条の2第2項第14号ハ」、「第62条の3第4項第14号ハ」及び()内を抹消するとともに、「2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称」の欄は、記載しないこと。

様式第2号（第3条関係）

優良宅地造成認定証明申請書

年 月 日	
(宛先)さいたま市長	
申請者 住 所 氏 名 電話番号	
租税特別措置法〔第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第7号イ〕の規定により、優良な宅地の供給に寄 与する造成であることの認定を申請します。	
造 成 宅 地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地 域の名称及び土地の地番
	2 宅地造成区域の面積 m²
	3 宅地の用途
	4 その他必要な事項
※受付番号 年 月 日 第 号	
※認定番号 年 月 日 第 号	

注

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「4 その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)その他の法令による認可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

様式第3号（第4条関係）（表）

優良住宅認定申請書

年 月 日				
(宛先)さいたま市長	申請者 住 所 氏 名 電話番号			
租税特別措置法	<table style="border: none; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> の規定により、優良な住宅の供給に 寄与するものであることの認定を申請します。	{	第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ	}
{	第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ	}		
住 宅 事 業 の 概 要	1 新築住宅の所在地及び名称			
	2 新築住宅の戸数 (総戸数 戸)	戸		
	3 住宅の床面積	m ²		
	4 住宅の敷地面積	m ²		
	5 住宅の構造			
	6 住宅の建築費 (消費税抜・消費税込)	円		
	7 都市計画区域の名称			
	8 中高層耐火共同住宅の階数			
	9 租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの有無			
※受付番号		年 月 日 第 号		
※認定番号		年 月 日 第 号		

様式第3号（第4条関係）（裏）

（注）

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 住宅が1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立部分について別紙に記載し、住宅の床面積及び住宅の敷地面積の欄には、当該1棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載すること。また、新築住宅の総戸数の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記載すること。
- 3 住宅の構造の欄には、耐火、準耐火及びその他の区分を記載すること。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定によるものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による認定の申請である場合にあっては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を「9 租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの有無」の欄に記載すること。
- 6 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。
- 7 「6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込）」の（ ）内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ、該当するものに○をつけること。

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

優良宅地造成認定書

第 号
年 月 日

さいたま市長



次の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ
--

 に規定する優良な

宅地（同法第31条の2第2項第14号ハ及び同法第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与するものであることを認定する。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 宅地造成区域（宅地造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区）に含まれる地域の名称及び土地の地番
- 3 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 4 宅地造成区域（宅地造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区）の面積
- 5 宅地の用途

様式第5号（第7条、第13条関係）

優良宅地造成認定証明書

第 号
年 月 日

さいたま市長



次の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ 第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第5号イ 第63条第3項第7号イ
--

 に規定する優良

な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証明する。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 宅地造成区域(宅地造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区)に含まれる地域の名称及び土地の地番
- 3 宅地造成区域(宅地造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区)の面積
- 4 宅地の用途

様式第6号（第7条関係）

優 良 住 宅 認 定 書

年 月 日

さいたま市長



次の住宅の新築は、租税特別措置法

第28条の4第3項第6号
第28条の4第3項第7号ロ
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第63条第3項第7号ロ

に規定する優良な

住宅の供給に寄与するものであることを認定する。

- 1 認定番号 年 月 日 第 号
- 2 新築住宅の所在地及び名称
- 3 住宅の敷地の地名及び地番
- 4 住宅の床面積
- 5 認定を受けた者の住所
- 6 認定を受けた者の氏名

様式第7号（第9条関係）

優良宅地造成証明申請書

		年 月 日	
(宛先)さいたま市長			
		申請者 住 所	
		氏 名	
		電話番号	
租税特別措置法	〔第28条の4第3項第5号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ〕	の規定により、	年
月 日付け第 号で認定を受けた宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。			
※受付番号	年 月 日 第 号		
※証明番号	年 月 日 第 号		

注

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 証明申請に当たっては、申請文中当該証明の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第12条関係）

開発許可優良宅地造成認定申請書

年 月 日									
(宛先)さいたま市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住 所 氏 名 電話番号 </div>									
租税特別措置法〔 第28条の4第3項第7号イ 第63条第3項第7号イ 〕の規定により、優良な宅地の供給に寄与 する造成であることの認定を申請します。									
宅 地 造 成 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">1 開発行為に関する工事の検査済証の番号</td> <td style="width: 60%; text-align: right; padding: 5px;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 造成宅地区域に含まれる地域の名称及び土地の地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 宅地造成区域の面積</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">m²</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 宅地の用途</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	1 開発行為に関する工事の検査済証の番号	年 月 日 第 号	2 造成宅地区域に含まれる地域の名称及び土地の地番		3 宅地造成区域の面積	m ²	4 宅地の用途	
1 開発行為に関する工事の検査済証の番号	年 月 日 第 号								
2 造成宅地区域に含まれる地域の名称及び土地の地番									
3 宅地造成区域の面積	m ²								
4 宅地の用途									
※受付番号 年 月 日 第 号									
※認定番号 年 月 日 第 号									

注

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 証明申請に当たっては、申請文中当該証明の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 1 1 号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第 1 3 項の規則で定める日) 第 3 4 条の 4 条例附則第 1 3 項の規則で定める日は、 <u>令和 4 年 6 月 3 0 日</u> とする。	(条例附則第 1 3 項の規則で定める日) 第 3 4 条の 4 条例附則第 1 3 項の規則で定める日は、 <u>令和 4 年 3 月 3 1 日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(本人等の証明に必要な書類)</p> <p>第7条 条例第13条第2項(条例第25条第3項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する本人であることを確認するために必要な書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 健康保険の被保険者証その他の法令等の規定により交付された書類であつて、通常それを所持することにより本人であることが確認できると認められるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>		<p>(本人等の証明に必要な書類)</p> <p>第7条 条例第13条第2項(条例第25条第3項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する本人であることを確認するために必要な書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 健康保険の被保険者証、<u>国民年金手帳</u>その他の法令等の規定により交付された書類であつて、通常それを所持することにより本人であることが確認できると認められるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	
別表第1(第5条関係)		別表第1(第5条関係)	
市長	<p>(1) <u>さいたま市事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第86号)第1条に規定する課及び室(市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。)</u>の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び<u>区政推進部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第87号)第3条に規定する課(北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。)</u>の長並びに同規則別表第1 <u>市長公室</u>の項に掲げ</p>	市長	<p>(1) <u>さいたま市事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第86号)第1条に規定する課及び室(市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。)</u>の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</p> <p>(2) <u>さいたま市事業所事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第87号)第3条に規定する課の長並びに同規則別表第1 <u>都市戦略本部</u>の項に掲げる東京事務所の副所長及び同表第2類事業所</u></p>

<p>る東京事務所の副所長及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</p> <p>(3)～(7) [略]</p>	<p>の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</p> <p>(3)～(7) [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第13号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) 第10条 条例第25条第2項の身分を示す <u>証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）に規定する別記様式とする。</u>	(身分証明書) 第10条 条例第25条第2項の身分を示す <u>証明書の様式は、様式第8号のとおりとする。</u>

様式第8号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則（平成13年さいたま市規則第221号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) 第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、 <u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）に規定する別記様式とする。</u>	(身分証明書) 第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、 <u>立入調査員証（様式第8号）とする。</u>

様式第8号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付されたこの規則による改正前のさいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則第7条の規定による身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後のさいたま市ホテル等建築適正化条例施行規則第7条に規定する身分を示す証明書とみなす。

さいたま市規則第15号

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第247号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">(消防団長以外の消防団員の職名)</p> <p>第7条 消防団長の職にある者以外の消防団員の職名は、消防副団長、消防分団長、消防副分団長、消防部長、<u>消防班長及びブロック隊本部員</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(消防団長以外の消防団員の職務)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略] <u>4 ブロック隊本部員は、消防副団長の命を受けてブロック隊の運営及び当該ブロック隊に属する分団の活動を支援する。</u></p> <p style="text-align: center;">(消防団員の任命)</p> <p>第11条 条例第5条に規定する消防団員の任命は、次に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) <u>副分団長、部長、班長及び団員（ブロック隊本部員を除く。）</u>は、分団長の推薦による。 (4) <u>団員（ブロック隊本部員に限る。）</u>は、<u>副団長の推薦による。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">分団の名称及び受持区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>見沼区</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>七里分団</td> <td>大字大谷、大字新堤、大字<u>蓮沼</u>、大字東宮下、東宮下1丁目から</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	受持区域	[略]			見沼区	[略]			七里分団	大字大谷、大字新堤、大字 <u>蓮沼</u> 、大字東宮下、東宮下1丁目から	<p style="text-align: center;">(消防団長以外の消防団員の職名)</p> <p>第7条 消防団長の職にある者以外の消防団員の職名は、消防副団長、消防分団長、消防副分団長、消防部長<u>及び消防班長</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(消防団長以外の消防団員の職務)</p> <p>第9条 [略] 2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(消防団員の任命)</p> <p>第11条 条例第5条に規定する消防団員の任命は、次に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 副分団長、部長、班長及び団員は、分団長の推薦による。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">分団の名称及び受持区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>名称</th> <th>受持区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>見沼区</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>七里分団</td> <td>大字大谷、大字新堤、大字<u>蓮沼</u>、大字東宮下、東宮下1丁目から</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	受持区域	[略]			見沼区	[略]			七里分団	大字大谷、大字新堤、大字 <u>蓮沼</u> 、大字東宮下、東宮下1丁目から
区名	名称	受持区域																							
[略]																									
見沼区	[略]																								
	七里分団	大字大谷、大字新堤、大字 <u>蓮沼</u> 、大字東宮下、東宮下1丁目から																							
区名	名称	受持区域																							
[略]																									
見沼区	[略]																								
	七里分団	大字大谷、大字新堤、大字 <u>蓮沼</u> 、大字東宮下、東宮下1丁目から																							

	東宮下3丁目まで、大字東門前、 大字膝子、大字風渡野並びに風 渡野1丁目及び風渡野2丁目
	[略]
[略]	

	東宮下3丁目まで、大字東門前、 大字膝子及び大字風渡野
	[略]
[略]	

別表第3（第5条関係）

消防団員の階級別定員

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団本部	[略]						889 (プロツク隊本部員を含む。)
広報指導分団	[略]						
分団（広報指導分団を除く。）	[略]						
[略]							

別表第3（第5条関係）

消防団員の階級別定員

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団本部	[略]						889
広報指導分団	[略]						
分団（広報指導分団を除く。）	[略]						
[略]							

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第4号（第4条関係） 政務活動費交付申請書（会派用） [略] 代表者氏名 [略] 3 算定基礎 <u>注</u></p>	<p>様式第4号（第4条関係） 政務活動費交付申請書（会派用） [略] 代表者氏名 ㊟ [略] 3 算定基礎</p>
<p>様式第5号（第4条関係） 政務活動費交付申請書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略] 2 算定基礎 <u>注</u></p>	<p>様式第5号（第4条関係） 政務活動費交付申請書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 ㊟ [略] 2 算定基礎</p>
<p>様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付変更申請書（会派用） [略] 代表者氏名 [略] 4 理由 <u>注</u></p>	<p>様式第6号（第4条関係） 政務活動費交付変更申請書（会派用） [略] 代表者氏名 ㊟ [略] 4 理由</p>
<p>様式第7号（第4条関係） 政務活動費交付変更申請書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略] 4 理由 <u>注</u></p>	<p>様式第7号（第4条関係） 政務活動費交付変更申請書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 ㊟ [略] 4 理由</p>

<p>様式第10号（第4条関係） 政務活動費交付請求書（会派用） [略] 代表者氏名 [略]</p>	<p>様式第10号（第4条関係） 政務活動費交付請求書（会派用） [略] 代表者氏名 [略]</p>
<p>様式第11号（第4条関係） 政務活動費交付請求書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略]</p>	<p>様式第11号（第4条関係） 政務活動費交付請求書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略]</p>
<p>様式第12号（第4条関係） 政務活動費収支報告書（会派用） [略] 代表者氏名 [略] [略] [略] [略]</p>	<p>様式第12号（第4条関係） 政務活動費収支報告書（会派用） [略] 代表者氏名 [略] [略] [略] [略]</p>
<p>様式第13号（第4条関係） 政務活動費収支報告書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略] [略] [略] [略]</p>	<p>様式第13号（第4条関係） 政務活動費収支報告書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略] [略] [略] [略]</p>
<p>様式第14号（第4条関係） 政務活動費実績報告書（会派用） [略] 代表者氏名 [略]</p>	<p>様式第14号（第4条関係） 政務活動費実績報告書（会派用） [略] 代表者氏名 [略]</p>
<p>様式第17号（第4条関係） 政務活動費実績報告書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略]</p>	<p>様式第17号（第4条関係） 政務活動費実績報告書（交付対象議員用） [略] 議員氏名 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第17号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>秘書広報部</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>文化部</p> <p style="padding-left: 2em;">文化振興課</p> <p style="padding-left: 4em;">文化振興係</p> <p style="padding-left: 2em;">文化施設係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>文化政策室</u></p> <p>[略]</p> <p>経済局</p> <p style="padding-left: 2em;">商工観光部</p> <p style="padding-left: 4em;">経済政策課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 4em;">経済企画係</p> <p style="padding-left: 6em;">支援係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>食肉市場・道の駅施設整備準備室</u></p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>市長公室</u></p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>シティセールス推進課</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>推進係</u></p> <p>[略]</p> <p>スポーツ文化局</p> <p>[略]</p> <p>文化部</p> <p style="padding-left: 2em;">文化振興課</p> <p style="padding-left: 4em;">文化振興係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>文化政策係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">文化施設係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>オリンピック・パラリンピック部</u></p> <p>[略]</p> <p>経済局</p> <p style="padding-left: 2em;">商工観光部</p> <p style="padding-left: 4em;">経済政策課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 4em;">経済企画係</p> <p style="padding-left: 6em;">支援係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施設整備準備係</u></p> <p>[略]</p>

都市局

都市計画部

[略]

みどり公園推進部

みどり推進課

総務・緑化推進係

緑地保全係

見沼田圃政策推進課

政策推進係

染谷・加田屋地区整備室

都市公園課

計画係

用地係

北部公園整備課

管理係

整備係

南部公園整備課

管理係

整備係

[略]

(分掌事務)

第2条 市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする

市長公室

秘書広報部

秘書課

(1)～(8) [略]

(9) 部内の他課及び東京事務所との連絡調整に関する
こと。

(10) [略]

(11) 部内の他課及び東京事務所の所管に属さない
事項に関すること。

[略]

都市局

都市計画部

[略]

都市公園課

計画係

用地係

工事係

みどり推進課

緑化推進係

緑地保全係

見沼田圃政策推進室

[略]

(分掌事務)

第2条 市長公室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする

市長公室

秘書課

(1)～(8) [略]

(9) 公室内の連絡調整に関する
こと。

(10) [略]

(11) 公室内の他課の所管に属さない事項に関する
こと。

[略]

シティセールス推進課

(1) シティセールスに係る企画及び総合調整に
関すること。

(2) 主要施策等に係る情報発信に関する
こと。

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

都市経営戦略部

(1)～(6) [略]

(7) SDGsの推進に係る総合調整に関すること。

(8) [略]

(9) シティセールスに係る企画及び総合調整に関すること。

(10) 主要施策等に係る情報発信に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 本部内の他部との連絡調整に関すること。

(17) [略]

(18) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(9) [略]

(10) 個人番号カードの交付に関すること。

(11) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

文化振興課

(1) 文化芸術都市の創造に係る施策の推進に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(3) PRキャラクター利活用の促進に関すること。

第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

都市経営戦略部

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 本部内の他部及び東京事務所との連絡調整に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(9) [略]

(10) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

[略]

文化部

文化振興課

(1) 文化芸術都市の創造に係る施策の企画及び推進に関すること。

(2) 文化芸術都市創造審議会に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

文化政策室

- (1) 文化芸術都市の創造に係る施策の企画に関すること。
- (2) 文化芸術都市創造審議会に関すること。
- (3) 国際芸術祭の開催に関すること。

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

福祉総務課

(1)～(3) [略]

(4) 社会福祉連携推進法人の認定等並びに指導及び監督に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

監査指導課

(1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

(1)～(10) [略]

(11) 西部清掃事務所及び東部清掃事務所とのごみ収集に係る連絡調整に関すること。

[略]

オリンピック・パラリンピック部

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る総合調整及び情報発信の総括に関すること。

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局

[略]

福祉部

福祉総務課

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

監査指導課

(1) 社会福祉法人、社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

(1)～(10) [略]

(11) 西清掃事務所、東清掃事務所及び大崎清掃事務所とのごみ収集に係る連絡調整に関すること。

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

食肉市場・道の駅施設整備準備室

(1) (仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に関すること。

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

(1)～(7) [略]

(8) 北部都市計画事務所及び南部都市計画事務所との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9)～(11) [略]

都市計画課

(1)～(2) [略]

(2) 北部都市計画事務所都市計画指導課及び南部都市計画事務所都市計画指導課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(5) [略]

(6) 北部都市計画事務所都市計画指導課及び南部都市計画事務所都市計画指導課の駐車場関係事務（他の所管に属するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

(7)～(9) [略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(10) [略]

(11) (仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

(1)～(7) [略]

(8) 北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9)～(11) [略]

都市計画課

(1)～(2) [略]

(2) 北部都市・公園管理事務所管理課及び開発指導課並びに南部都市・公園管理事務所管理課及び開発指導課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

自転車まちづくり推進課

(1)～(5) [略]

(6) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課の駐車場関係事務（他の所管に属するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

(7)～(9) [略]

都市公園課

(1) 都市公園等の計画に関すること。

- (2) 都市公園等の建設及び改修に関すること。
- (3) 都市公園等の用地取得に関すること。
- (4) 都市公園台帳の整備及び管理に関すること。
- (5) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課の公園に係る連絡調整に関すること。
- (6) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

みどり推進課

- (1) 緑化推進の企画及び調整に関すること。
- (2) 首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区に関すること。
- (3) 生産緑地地区の指定、変更及び指導に関すること。
- (4) 風致地区に関すること。
- (5) 自然緑地等の指定、整備、管理等に関すること。
- (6) 花とみどりのまちづくり審議会に関すること。
- (7) 区役所の記念樹配布事務に係る総合調整に関すること。
- (8) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課の緑地等に係る連絡調整に関すること。
- (9) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会との連絡調整（緑化の推進を図る事業に係るものに限る。）に関すること。

見沼田圃政策推進室

- (1) 見沼田圃に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に係る事務及び埼玉県との連絡調整に関すること。
- (3) 見沼グリーンプロジェクトの推進に関すること。
- (4) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課の緑地等に係る連絡調整に関すること。

みどり公園推進部

みどり推進課

- (1) 緑化推進の企画及び調整に関すること。
- (2) 首都圏近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区に関すること。
- (3) 生産緑地地区の指定及び変更に関すること。
- (4) 生産緑地地区内の行為の許可、指導等に関すること。
- (5) 風致地区に関すること。
- (6) さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）の規定による指定緑地の

指定等に関すること。

- (7) 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）、埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）又はふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）の規定により指定された区域に関すること。
- (8) 緑地の計画に関すること。
- (9) 緑地の用地取得に関すること。
- (10) 花とみどりのまちづくり審議会に関すること。
- (11) 区役所の記念樹配布事務に係る総合調整に関すること。
- (12) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会との連絡調整（緑化の推進を図る事業に係るものに限る。）に関すること。
- (13) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 部内の連絡調整に関すること。
- (15) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

見沼田圃政策推進課

- (1) 見沼田圃に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に係る事務及び埼玉県との連絡調整に関すること。
- (3) 見沼田圃基本計画の推進に関すること。

染谷・加田屋地区整備室

- (1) 染谷・加田屋地区の公園及び緑地に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 染谷・加田屋地区の公園及び緑地の用地取得に関すること。
- (3) 染谷・加田屋地区の公園及び緑地の整備に関すること。

都市公園課

- (1) 都市公園等の計画に関すること。
- (2) 都市公園等の用地取得に関すること。
- (3) 都市公園台帳の整備及び管理に関すること。
- (4) 公益財団法人さいたま市公園緑地協会との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

北部公園整備課

- (1) 公園、緑地等の設計、整備、改修、修繕及び維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) さいたま市みどりの条例の規定による緑化に関する協議、指導等に関すること。
- (3) 生産緑地地区に係る証明書等の発行に関すること。

- (4) 風致地区内の建築等の許可及び規制に関する
こと。
- (5) 都市計画法第80条から第82条までの規定
による監督処分等に関すること。
- (6) 開発行為に係る公園の協議、指導等に関する
こと。
- (7) 公園の使用許可及び占用許可に関すること。
- (8) 公園、緑地等の指定管理者の管理及び監督に
関すること。

南部公園整備課

- (1) 公園、緑地等の設計、整備、改修、修繕及び
維持管理（他の所管に属するものを除く。）に
関すること。
- (2) さいたま市みどりの条例の規定による緑化に
関する協議、指導等に関すること。
- (3) 生産緑地地区に係る証明書等の発行に関する
こと。
- (4) 開発行為に係る公園の協議、指導等に関する
こと。
- (5) 公園の使用許可及び占用許可に関すること。
- (6) 公園、緑地等の指定管理者の管理及び監督に
関すること。

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

土木総務課

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 局内の予算及び主要事業の進行管理に関する
こと。

(9) 局内の業務委託契約及び特定調達契約に係る
審査（他の所管に属するものを除く。）に関する
こと。

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

土木部

土木総務課

(1)～(3) [略]

(4) 局内の予算及び主要事業の進行管理に関する
こと。

(5) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属す
るものを除く。）に関すること。

(6) 局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁
に関すること。

(7) 北部建設事務所土木管理課及び南部建設事務
所土木管理課との連絡調整に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(10) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(11) 局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。

(12) 北部建設事務所土木管理課及び南部建設事務所土木管理課との連絡調整に関すること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[略]

建築部

[略]

建築行政課

(1)～(8) [略]

(9) 北部建設事務所建築指導課及び建築審査課並びに南部建設事務所建築指導課及び建築審査課の建築基準法関係事務（他の所管に属するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

(10) [略]

(11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）に基づく容積率の特例の許可に関すること。

住宅政策課

(1)～(4) [略]

(5) マンションの管理の適正化の推進に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 長期優良住宅法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）による改善命令及び計画の認定の取消しに関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

(職員)

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

建築部

[略]

建築行政課

(1)～(8) [略]

(9) 北部建設事務所建築指導課及び建築審査課並びに南部建設事務所建築指導課及び建築審査課の建築基準法関係事務（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）に係るものを除く。）に係る連絡調整に関すること。

(10) [略]

住宅政策課

(1)～(4) [略]

(5) マンションの管理の企画及び調整に関すること。

(6) マンションの管理に関する相談、情報提供等に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 長期優良住宅法及び都市低炭素化促進法による改善命令及び計画の認定の取消しに関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

(職員)

第13条 局に局長、市長公室に公室長、都市戦略本部に本部長、部に部長、課に課長、室（アーカイブズセンターを含む。以下同じ。）に室長、係に係長を置く。

2 市長公室秘書広報部に広報監を置く。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 局、市長公室又は都市戦略本部に理事、副理事、参事又は副参事を置くことができる。

9 部に副理事、次長、参事、副参事又は参与を置くことができる。

10 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部又は市民局区政推進部に主幹又は主査を置くことができる。

11 [略]

12 [略]

13 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

14 市長は、第8項から前項までの規定にかかわらず、特に必要があると認める職に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第14条 局長、公室長、本部長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 [略]

3 広報監は、上司の命を受け、広報及び広聴に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

4～12 [略]

13 前条第14項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

第13条 局に局長、都市戦略本部に本部長、公室に公室長、部に部長、課に課長、室（アーカイブズセンターを含む。以下同じ。）に室長、係に係長を置く。

2 理事を置く。

3 公室に広報監を置く。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 局又は都市戦略本部に理事、副理事又は参事を置くことができる。

10 公室又は部に副理事、次長、参事、副参事又は参与を置くことができる。

11 前項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部又はスポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部に主幹又は主査を置くことができる。

12 [略]

13 [略]

14 前各項に定める者のほか、都市戦略本部都市経営戦略部、都市戦略本部行財政改革推進部、都市戦略本部デジタル改革推進部、都市戦略本部未来都市推進部、市民局区政推進部、スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部、課又は室に主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。

15 市長は、第9項から前項までの規定にかかわらず、特に必要があると認める職に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第14条 局長、本部長、公室長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 [略]

3 広報監は、上司の命を受け、広報、広聴及びシティセールスに係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

4～12 [略]

13 前条第15項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>総務課</p> <p><u>管理・総合相談係</u></p> <p><u>インクルーシブ子育て支援係</u></p> <p>北部児童相談所</p> <p>企画調整係</p> <p>心理相談係</p> <p>家庭支援第1係</p> <p>家庭支援第2係</p> <p>家庭支援第3係</p> <p><u>家庭支援第4係</u></p> <p>[略]</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p><u>子ども家庭支援係</u></p> <p>子どもケアホーム係</p> <p>[略]</p> <p>環境局</p> <p>資源循環推進部</p> <p><u>西部清掃事務所</u></p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>総務課</p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>総合相談係</u></p> <p>北部児童相談所</p> <p>企画調整係</p> <p>心理相談係</p> <p>家庭支援第1係</p> <p>家庭支援第2係</p> <p>家庭支援第3係</p> <p>[略]</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p><u>インクルーシブ子育て支援係</u></p> <p>子どもケアホーム係</p> <p>[略]</p> <p>環境局</p> <p>資源循環推進部</p> <p><u>西清掃事務所</u></p> <p>[略]</p> <p><u>東清掃事務所</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>業務第1係</u></p> <p><u>業務第2係</u></p> <p><u>業務第3係</u></p>

東部清掃事務所

管理係

業務第1係

業務第2係

業務第3係

業務第4係

業務第5係

施設部

[略]

東部環境センター

管理係

施設係

業務係

[略]

都市局

[略]

北部都市計画事務所

都市計画指導課

都市管理係

開発第1係

開発第2係

南部都市計画事務所

都市計画指導課

都市管理係

開発係

建設局

北部建設事務所

土木管理課

管理係

大崎清掃事務所

管理係

業務第1係

業務第2係

施設部

[略]

東部環境センター

管理・リサイクル係

施設係

業務係

[略]

都市局

[略]

北部都市・公園管理事務所

管理課

都市管理係

公園管理係

開発指導課

開発第1係

開発第2係

南部都市・公園管理事務所

管理課

都市管理係

公園管理係

開発指導課

開発係

建設局

北部建設事務所

土木管理課

管理係

調査係
境界確認係
区域線管理係

[略]

南部建設事務所
土木管理課
管理係
調査係
境界確認係
区域線管理係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市長公室

東京事務所

[略]

市民局

市民生活部

人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター

(1)～(4) [略]

(5) 男女共同参画に係る相談に関すること。

(6)・(7) [略]

人権政策・男女共同参画課男女共同参画相談室

(1) 男女共同参画に係る家庭等の相談に関すること。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

総務課

(1)～(3) [略]

(4) インクルーシブ子育て支援に関すること。

(5) 子ども家庭総合センター内診療室に関すること。

調査係
境界確認係
区域線整備推進係

[略]

南部建設事務所
土木管理課
管理係
調査係
境界確認係
区域線整備推進係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

東京事務所

[略]

市民局

市民生活部

人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター

(1)～(4) [略]

(5) センター及び男女共同参画相談室における男女共同参画に係る相談に関すること。

(6)・(7) [略]

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

総務課

(1)～(3) [略]

(4) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の計画及び整備に関すること。

(5) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等に係る設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。

(6) 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可、改善命令、許可の取消し等に関すること。

(7) 母子生活支援施設及び児童養護施設の管理に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

子ども家庭支援課

(1) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の計画及び整備に関すること。

(2) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等に係る設置の認可等並びに指導及び監督に関すること。

(3) 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可、改善命令、許可の取消し等に関すること。

(4) 母子生活支援施設及び児童養護施設の管理に関すること。

(5) [略]

[略]

環境局

資源循環推進部

西部清掃事務所

(1)～(3) [略]

(4) 分別収集及びその啓発に関すること。

(5)～(8) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

子ども家庭支援課

(1) インクルーシブ子育て支援に関すること。

(2) 子ども家庭総合センター内診療室に関すること。

(3) [略]

[略]

環境局

資源循環推進部

西清掃事務所

(1)～(3) [略]

(4) 分別収集に関すること。

(5)～(8) [略]

東清掃事務所

(1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。

(2) 収集車両の配置計画に関すること。

(3) 廃棄物の収集運搬に関すること。

(4) 分別収集に関すること。

(5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。

(6) 業務上の事故防止に関すること。

(7) 各種記録の作成及び報告に関すること。

(8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。

大崎清掃事務所

(1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。

(2) 収集車両の配置計画に関すること。

(3) 廃棄物の収集運搬に関すること。

(4) 分別収集に関すること。

(5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。

(6) 業務上の事故防止に関すること。

(7) 各種記録の作成及び報告に関すること。

(8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。

東部清掃事務所

- (1) 一般家庭のごみの収集計画及び収集体制に関すること。
- (2) 収集車両の配置計画に関すること。
- (3) 廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 分別収集及びその啓発に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に係る指導及び処理に関すること。
- (6) 業務上の事故防止に関すること。
- (7) 各種記録の作成及び報告に関すること。
- (8) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関すること。
- (9) 粗大ごみ収集の受付に関すること。

施設部

[略]

東部環境センター

- (1)~(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

都市局

[略]

- (9) 粗大ごみ収集の受付に関すること。

施設部

[略]

東部環境センター

- (1)~(5) [略]

(6) 再利用品の展示及び販売に関すること。

(7) 再利用品の搬入に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

都市局

[略]

北部都市・公園管理事務所

管理課

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に規定する許可に関すること。

(2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の処理に関すること。

(3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関すること。

(4) 都市計画関係証明書等の発行に関すること。

(5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に関すること。

(6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関すること。

(7) 景観計画区域内における行為の届出に関すること。

(8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による届出の処理に関すること。

(9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の規定による届出の処理及び指導に関すること。

(10) 公園、緑地等の維持管理及び修繕（他の所管

に属するものを除く。) に関すること。

- (11) 開発行為に係る公園及び緑化の指導に関する
こと。
- (12) 首都圏近郊緑地保全区域内の行為の届出及び
特別緑地保全地区内の行為の許可に関する
こと。
- (13) 生産緑地地区内の行為の許可、指導等に
関すること。
- (14) 風致地区内の建築等の許可及び規制に
関すること。
- (15) 公園の使用許可及び占用許可に
関すること。
- (16) 公園、緑地等の指定管理者の管理及び
監督に
関すること。
- (17) 所内の業務委託に係る入札(他の所管に
属するものを除く。) に関する
こと。
- (18) 所内の連絡調整に
関すること。
- (19) 所内の他課の所管に属さない事項に
関
こと。

開発指導課

- (1) 都市計画法第29条、第42条及び第43条
の規定による許可に関する
こと。
- (2) さいたま市開発行為の
手続に関する
条例(平成20年さいたま市条例第54号)の
規定による
開発行為の計画に関する
相談、開発行為に係
る承認等に
関すること。
- (3) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令
第49号)第60条の規定による
証明書等の
交付に
関すること。
- (4) 都市計画法第80条から第82条までの
規定による
監督処分等に
関すること。
- (5) 開発登録簿に
関すること。
- (6) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191
号)の規定による
宅地造成工事の
許可に
関
こと。

南部都市・公園管理事務所

管理課

- (1) 都市計画法第53条に
規定する
許可に
関
こと。
- (2) 都市計画法第58条の2の規定による
届出の
処理に
関
こと。
- (3) 都市計画道路、用途地域等の
指導に
関
こと。
- (4) 都市計画関係証明書等の
発行に
関
こと。
- (5) 都市計画に係る
図書の
頒布及び
資料の
交付に
関
こと。
- (6) 屋外広告物の
許可、
除却及び
届出に
関
こと。
- (7) 景観計画区域内における
行為の
届出に
関
こと。

- (8) 駐車場法の規定による届出の処理に関する
こと。
- (9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する
条例の規定による届出の処理及び指導に関する
こと。
- (10) 公園、緑地等の維持管理及び修繕（他の所管
に属するものを除く。）に関する
こと。
- (11) 開発行為に係る公園及び緑化の指導に関する
こと。
- (12) 首都圏近郊緑地保全区域内の行為の届出及び
特別緑地保全地区内の行為の許可に関する
こと。
- (13) 生産緑地地区内の行為の許可、指導等に関する
こと。
- (14) 風致地区内の建築等の許可及び規制に関する
こと。
- (15) 公園の使用許可及び占用許可に関する
こと。
- (16) 公園、緑地等の指定管理者の管理及び監督に
関する
こと。
- (17) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属す
るものを除く。）に関する
こと。
- (18) 所内の連絡調整に関する
こと。
- (19) 所内の他課の所管に属さない事項に関する
こと。

開発指導課

- (1) 都市計画法第29条、第42条及び第43条
の規定による許可に関する
こと。
- (2) さいたま市開発行為の手続に関する条例の規
定による開発行為の計画に関する相談、開発行
為に係る承認等に関する
こと。
- (3) 都市計画法施行規則第60条の規定による証
明書等の交付に関する
こと。
- (4) 都市計画法第80条から第82条までの規定
による監督処分等に関する
こと。
- (5) 開発登録簿に関する
こと。
- (6) 宅地造成等規制法の規定による宅地造成工事
の許可に関する
こと。

北部都市計画事務所

都市計画指導課

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第
53条に規定する許可に関する
こと。
- (2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の
処理に関する
こと。
- (3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関する
こと。
- (4) 都市計画関係証明書等の発行に関する
こと。
- (5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に
関する
こと。
- (6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関する
こと。

と。

- (7) 景観計画区域内における行為の届出に関する
こと。
- (8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規
定による届出の処理に関すること。
- (9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する
条例（平成13年さいたま市条例第243号）
の規定による届出の処理及び指導に関すること。
- (10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条
の規定による許可に関すること。
- (11) さいたま市開発行為の手続に関する条例（平
成20年さいたま市条例第54号）の規定によ
る開発行為の計画に関する相談、開発行為に係
る承認等に関すること。
- (12) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第
49号）第60条の規定による証明書等の交付
に関すること。
- (13) 都市計画法第80条から第82条までの規定
による監督処分等に関すること。
- (14) 開発登録簿に関すること。
- (15) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191
号）の規定による宅地造成工事の許可に関する
こと。
- (16) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属す
るものを除く。）に関すること。

南部都市計画事務所

都市計画指導課

- (1) 都市計画法第53条に規定する許可に関する
こと。
- (2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の
処理に関すること。
- (3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関する
こと。
- (4) 都市計画関係証明書等の発行に関すること。
- (5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に
関すること。
- (6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関する
こと。
- (7) 景観計画区域内における行為の届出に関する
こと。
- (8) 駐車場法の規定による届出の処理に関する
こと。
- (9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する
条例の規定による届出の処理及び指導に関する
こと。
- (10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条
の規定による許可に関すること。
- (11) さいたま市開発行為の手続に関する条例の規

定による開発行為の計画に関する相談、開発行為に係る承認等に関すること。

(12) 都市計画法施行規則第60条の規定による証明書等の交付に関すること。

(13) 都市計画法第80条から第82条までの規定による監督処分等に関すること。

(14) 開発登録簿に関すること。

(15) 宅地造成等規制法の規定による宅地造成工事の許可に関すること。

(16) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

建設局

北部建設事務所

土木管理課

(1) [略]

(2) 区域線の管理に関すること。

(3)～(13) [略]

[略]

南部建設事務所

土木管理課

(1) [略]

(2) 区域線の管理に関すること。

(3)～(13) [略]

[略]

(所管区域)

第6条 [略]

2 都市局北部都市計画事務所及び南部都市計画事務所の所管区域は、次のとおりとする。

<u>都市局北部都市計画事務所</u>	[略]
<u>都市局南部都市計画事務所</u>	[略]

3 [略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
<u>市長公室</u>	[略]		
[略]			
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課			男女共同参画推進センター 男女共同参画相

建設局

北部建設事務所

土木管理課

(1) [略]

(2) 区域線測量の推進に関すること。

(3)～(13) [略]

[略]

南部建設事務所

土木管理課

(1) [略]

(2) 区域線測量の推進に関すること。

(3)～(13) [略]

[略]

(所管区域)

第6条 [略]

2 都市局北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所の所管区域は、次のとおりとする。

<u>都市局北部都市・公園管理事務所</u>	[略]
<u>都市局南部都市・公園管理事務所</u>	[略]

3 [略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
<u>都市戦略本部</u>	[略]		
[略]			
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課			男女共同参画推進センター 三つ和会館

			談室 三 つ和会館
[略]			
環境局資源 循環推進部		西部清掃 事務所 東部清掃 事務所	
[略]			
都市局	北部都市 計画事務 所 南部 都市計画 事務所		
[略]			

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
西部清掃事務所	[略]
東部清掃事務所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 番地
[略]	
北部都市計画事務所	[略]
南部都市計画事務所	[略]
[略]	

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 男女共同参 画相談室 浦和消費生活センター 岩 槻消費生活センター 健康科学研究セ ンター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所	[略]

[略]			
環境局資源 循環推進部		西清掃事 務所 東 清掃事務 所 大崎 清掃事務 所	
[略]			
都市局	北部都市 ・公園管 理事務所 南部都 市・公園 管理事務 所		
[略]			

別表第2 (第2条関係)

事業所	位置
[略]	
西清掃事務所	[略]
東清掃事務所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 番地
大崎清掃事務所	さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 番地
[略]	
北部都市・公園管 理事務所	[略]
南部都市・公園管 理事務所	[略]
[略]	

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市 税事務所 消費生活総合センター 男 女共同参画推進センター 浦和消費生 活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市 営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 ころの健康センタ	[略]

こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 北部児童相談所 南部児童相談所 療育センターさくら草 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市計画事務所 南部都市計画事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

ー 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 北部児童相談所 南部児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 福祉課 管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 <u>(北区役所、見沼区役所、桜区役所、南区役所及び岩槻区役所に限る。)</u>	(内部組織) 第2条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 健康福祉部 <u>福祉課（見沼区役所、南区役所及び岩槻区役所を除く。）</u> 管理係 <u>保護第1係</u> <u>保護第2係</u> <u>福祉課（見沼区役所、南区役所及び岩槻区役所に限る。）</u> 管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市内部統制の推進に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市内部統制の推進に関する規則（令和2年さいたま市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び<u>区政推進部</u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1 <u>市長公室</u>の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び<u>区政推進部</u>にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長、くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5) 職員 本市の職員であって、次に掲げるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1 <u>都市戦略本部</u>の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～セ [略]</p> <p>(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u>にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長、くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。）をいう。</p> <p>(5) 職員 本市の職員であって、次に掲げるものをいう。</p>

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員（以下「教職員」という。）を除く。）

イ [略]

(6) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア [略]

イ 教職員

ウ 市から事務事業の委託を受けた者、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び当該事務事業に従事している者

エ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、その役員及び当該指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者

オ [略]

カ 第8号に規定する内部通報の日前1年以内にアからオに掲げる者であったもの

(内部通報の方法)

第13条 [略]

2 職員等は、内部通報を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称（職員又は教職員以外の者にあつては、本市との関係）、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等を示さなければならない。ただし、違反行為等がなされていることが客観的に証明することができる資料がある場合は、匿名により内部通報を行うことができる。

別表（第8条関係）

[略]

市長公室秘書広報部秘書課長

[略]

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）

イ [略]

(6) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア [略]

イ 市から事務事業の委託を受け、又は当該事務事業に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及び当該指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者

エ [略]

(内部通報の方法)

第13条 [略]

2 職員等は、内部通報を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称（職員以外の者にあつては、本市との関係）、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等を示さなければならない。ただし、違反行為等がなされていることが客観的に証明することができる資料がある場合は、匿名により内部通報を行うことができる。

別表（第8条関係）

[略]

市長公室秘書課長

[略]

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号並びに別表の改正は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務）</p> <p>第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 特例条例別表第113項第2号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関すること。</u></p>	<p>（埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務）</p> <p>第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 特例条例別表第113項第2号1の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(11) 特例条例別表第113項第2号2の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(12) 特例条例別表第113項第2号3の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p><u>(13) 特例条例別表第113項第3号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第22号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 局 次に掲げるものをいう。 <u>ア</u> さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号。以下「事務分掌条例」という。）第1条に規定する局等</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 部 次に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。 <u>ア</u> 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び<u>区政推進部</u></p> <p>イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1 <u>市長公室</u>の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 局 次に掲げるものをいう。 <u>ア</u> さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号。以下「事務分掌条例」という。）第1条に規定する局及び都市戦略本部</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 部 次に掲げるものをいう。 <u>ア</u> 事務分掌条例第1条に規定する公室 <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 課 次に掲げるものをいう。 <u>ア</u> 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p>イ 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに事業所事務分掌規則別表第1 <u>都市戦略本部</u>の項に掲げる東京事務所及び同表第2</p>

<p>業所の欄に掲げる事業所 ウ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部及びくらし応援室にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p>	<p>類事業所の欄に掲げる事業所 ウ～キ [略]</p> <p>(8) 課長 課の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部、<u>オリンピック・パラリンピック部</u>及びくらし応援室にあつては参事又は副参事の職にある者で当該部又は室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあつては副館長）をいう。</p> <p>(9)～(18) [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第23号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア 市長印							ア 市長印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
賞典専用さいたま市長印	[略]					市長公室秘書広報部秘書課長	賞典専用さいたま市長印	[略]					市長公室秘書課長
						[略]							[略]
東京事務所専用さいたま市長印	3	てん書	方27	1	東京事務所の主管する事務で市長名をもって発する文書	市長公室東京事務所長							
[略]							[略]						
							東京事務所専用さいたま市長印	3	てん書	方27	1	東京事務所の主管する事務で市長名をもって	都市戦略本部東京事務所長

公園整備課専用さいたま市長印	5	てん書	方27	2	公園整備課の主管する事務で市長名をもって発する文書	都市局みどり公園推進部公園整備課
----------------	---	-----	-----	---	---------------------------	------------------

[略]

教育委員会専用さいたま市長印	[略]				教育委員会事務局管理部教育総務課長
----------------	-----	--	--	--	-------------------

教職員給与課専用さいたま市長印	[略]				教育委員会事務局学校教育部教職員給与課長
-----------------	-----	--	--	--	----------------------

館岩少年自然の家専用さいたま市長印	[略]				教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家所長
-------------------	-----	--	--	--	-------------------------

イ～オ [略]

カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
-------	-------	----	------------	----	------	-----

[略]

さいたま市部長印	[略]				
----------	-----	--	--	--	--

さいたま市所長印	87	てん書	方24	1	所長名で発する文書	総務局総務部総務課長
----------	----	-----	-----	---	-----------	------------

[略]

さいたま市東	[略]				市長公室東京
--------	-----	--	--	--	--------

--	--	--	--	--	--

[略]

教育委員会専用さいたま市長印	[略]				教育委員会管理部教育総務課長
----------------	-----	--	--	--	----------------

教職員給与課専用さいたま市長印	[略]				教育委員会学校教育部教職員給与課長
-----------------	-----	--	--	--	-------------------

館岩少年自然の家専用さいたま市長印	[略]				教育委員会学校教育部館岩少年自然の家所長
-------------------	-----	--	--	--	----------------------

イ～オ [略]

カ その他の印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
-------	-------	----	------------	----	------	-----

[略]

さいたま市部長印	[略]				
----------	-----	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

[略]

さいたま市東	[略]				都市戦略本部
--------	-----	--	--	--	--------

京事務 所長印					事務所 長
------------	--	--	--	--	----------

[略]

さいたま市西部清掃事務所 所長印	88	[略]	西部清掃事務所 所長名で発する文書	環境局資源循環推進部西部清掃事務所 所長
---------------------	----	-----	----------------------	-------------------------

さいたま市東部清掃事務所 所長印	89	てん書	方24	1	東部清掃事務所 所長名で発する文書	環境局資源循環推進部東部清掃事務所 所長
---------------------	----	-----	-----	---	----------------------	-------------------------

[略]

さいたま市都市計画事務所 所長印	90	[略]	都市計画事務所 所長名で発する文書	都市局都市計画指導課 長
---------------------	----	-----	----------------------	-----------------

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個 数	使用区分	保管者
さいたま市長 職務代理者印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
東京事務所専用さいたま市長職務代理者印	2	てん書	方27	1		

[略]

京事務 所長印					東京事 務所長
------------	--	--	--	--	------------

[略]

さいたま市西部清掃事務所 所長印	28	[略]	西清掃事務所 所長名で発する文書	環境局資源循環推進部西部清掃事務所 所長
---------------------	----	-----	---------------------	-------------------------

さいたま市東部清掃事務所 所長印	27	てん書	方24	1	東清掃事務所 所長名で発する文書	環境局資源循環推進部東部清掃事務所 所長
---------------------	----	-----	-----	---	---------------------	-------------------------

さいたま市大崎清掃事務所 所長印	30	てん書	方24	1	大崎清掃事務所 所長名で発する文書	環境局資源循環推進部大崎清掃事務所 所長
---------------------	----	-----	-----	---	----------------------	-------------------------

[略]

さいたま市都市・公園管理事務所 所長印	51	[略]	都市・公園管理事務所 所長名で発する文書	都市局都市・公園管理事務所 管理課長
------------------------	----	-----	-------------------------	-----------------------

[略]

キ 職務代理者印

公印の 名称	ひな 形番 号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個 数	使用区分	保管者
さいたま市長 職務代理者印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

[略]				
都市計画部専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
みどり公園推進部専用さいたま市長職務代理者印	2	てん書	方27	1
[略]				
都市計画事務所専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
[略]				
介護保険課専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
療育センターさくら草専用さいたま市長職務代理者印	4	てん書	方27	1

東京事務所専用さいたま市長職務代理者印	2	てん書	方27	1
[略]				
都市計画部専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
[略]				
都市・公園管理事務所専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
[略]				
介護保険課専用さいたま市長職務代理者印	[略]			

[略]				
食肉中央卸売市場専用さいたま市長職務代理者印	[略]			
公園整備課専用さいたま市長職務代理者印	4	てん書	方27	2
[略]				
[略]				

ク 出納員印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]			<u>3</u> <u>4</u>	[略]	
[略]						
[略]						

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]			<u>1</u> <u>4</u> <u>2</u>	[略]	
[略]						
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市現	[略]			<u>2</u> <u>1</u>	[略]	

[略]	
食肉中央卸売市場専用さいたま市長職務代理者印	[略]
[略]	
[略]	

ク 出納員印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員印	[略]			<u>3</u> <u>6</u>	[略]	
[略]						
[略]						

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]			<u>1</u> <u>4</u> <u>6</u>	[略]	
[略]						
[略]						

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
さいたま市現	[略]			<u>2</u> <u>2</u>	[略]	

金取扱 員領収 印	7
[略]	
[略]	

金取扱 員領収 印	2
[略]	
[略]	

別表第2（第5条関係）

- (1) [略]
(2) 職印
ア～オ [略]
カ その他の印
[略]

[略]	[略]	27	28
[略]	[略]	削除	削除
[略]	30	[略]	[略]
[略]	削除	[略]	[略]
[略]	[略]	51	[略]
[略]	[略]	削除	[略]
[略]	[略]	87	88
[略]	[略]	さいたま市 所長印	さいたま市 西部清掃 事務所長印
[略]	[略]	89	90
さいたま市 東部清掃 事務所長印	さいたま市 〇〇 都市計画 事務所長印	[略]	[略]
キ～コ	[略]	[略]	[略]

別表第2（第5条関係）

- (1) [略]
(2) 職印
ア～オ [略]
カ その他の印
[略]

[略]	[略]	27	28
[略]	[略]	さいたま市 西清掃 事務所長印	さいたま市 東清掃 事務所長印
[略]	30	[略]	[略]
[略]	さいたま市 大崎清掃 事務所長印	[略]	[略]
[略]	[略]	51	[略]
[略]	[略]	さいたま市 〇〇都市・ 公園管理 事務所長印	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
キ～コ	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第24号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報 ア～セ [略] <u>ソ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「療育手帳交付情報」という。）</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方税法第24条の5第1項に規定する個人の県民税の非課税及び同法第295条第1項に規定する個人の市民税の非課税に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ [略] <u>ウ 納税義務者に係る身体障害者手帳交付情報</u> <u>エ 納税義務者に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報</u> <u>オ 納税義務者に係る療育手帳交付情報</u></p> <p>(7) <u>地方税法第34条及び第314条の2の所得控除の適用又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の所得金額調整控除の適用に関する事務</u> 次に掲げる情報 ア～ウ [略]</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報 ア～セ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方税法第24条の5第1項第1号に規定する個人の県民税の非課税及び同法第295条第1項第1号に規定する個人の市民税の非課税に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ [略]</p> <p>(7) <u>地方税法第32条若しくは第313条の規定による所得割の課税標準の算定、同法第34条若しくは第314条の2の規定による所得控除の適用又は同法附則第5条の4の2の住宅借入金等特別税額控除の適用に関する事務</u> 次に掲げる情報 ア～ウ [略]</p>

エ 納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る療育手帳交付情報

(8) 地方税法第321条の7の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（同法第41条第1項の規定により併せて徴収する個人の県民税を含む。）の特別徴収に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報

(9)・(10) [略]

(11) 地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第29号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 納税義務者その他減免の可否に影響を有する者に係る療育手帳交付情報

(12)・(13) [略]

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 要保護者等に係る療育手帳交付情報

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

(8) 地方税法第321条の7の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（同法第41条第1項の規定により併せて徴収する個人の県民税を含む。）の特別徴収に関する事務 前号に掲げる情報

(9)・(10) [略]

(11) 地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第29号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(12)・(13) [略]

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ノ [略]

ハ [略]

(2)～(10) [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第49条の2の負担割合の判定に関する事務 第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）の要介護被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(2)～(4) [略]

(5) 介護保険法第51条の3第1項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(6) 介護保険法第59条の2の負担割合の判定に関する事務 第1号被保険者の要支援被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 介護保険法第61条の3第1項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) 介護保険法第115条の45第10項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る生活保護準用事務関係情報

(23) [略]

(24) [略]

ネ [略]

ノ [略]

(2)～(10) [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第49条の2の規定による第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅介護サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 第1号被保険者の要介護被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(2)～(4) [略]

(5) 介護保険法第59条の2に規定する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 第1号被保険者の要支援被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る生活保護準用事務関係情報

(21) [略]

(22) [略]

(25) [略]

(26) 介護保険法第144条の滞納処分に関する事務 第23号に掲げる情報

(27) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係る職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第23号に掲げる情報

(28) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係る滞納処分の執行の停止に関する事務 第23号に掲げる情報

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第8条第26項の介護療養型医療施設に係る旧介護保険法第49条の2の負担割合の判定に関する事務 第1号被保険者の要介護被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(36) 旧介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る旧介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(37) [略]

(38) 旧介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る旧介護保険法第51条の3の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(23) [略]

(24) 介護保険法第144条の滞納処分に関する事務 第21号に掲げる情報

(25) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係る職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に関する事務 第21号に掲げる情報

(26) 介護保険法第144条に規定する徴収金に係る滞納処分の執行の停止に関する事務 第21号に掲げる情報

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(33) [略]

(34) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第8条第26項の介護療養型医療施設に係る旧介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(35) [略]

(36) 旧介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第83条の6第1項（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ [略]

キ 当該申請に係る障害児に係る療育手帳交付情報

ク [略]

(5) [略]

(6) 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護準用事務関係情報

イ 当該申請に係る障害児に係る療育手帳交付情報

(7) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該認定に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護準用事務関係情報

イ 当該認定に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る療育手帳交付情報

(8) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該費用の徴収に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る療育手帳交付情報

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

第8条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ [略]

キ [略]

(5) [略]

(6) 児童福祉法第56条第2項に規定する費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

第8条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は身体障害者福祉法第38条第1項に規定する費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護準用事務

提供される身体障害者に係る療育手帳交付情報

(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 当該措置に係る身体障害者に係る療育手帳交付情報

(3) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護準用事務関係情報

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉措置等実施関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉措置等実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る老人福祉措置等実施関係情報

オ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給情報

カ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所給付費等支給情報」という。）

キ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費等支給情報」という。）

関係情報

(2) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉措置等実施関係情報

(3) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉措置等実施関係情報

(4) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る老人福祉措置等

実施関係情報

- (5) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給情報
- (6) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所給付費等支給情報」という。）
- (7) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費等支給情報」という。）

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 知的障害者福祉法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]
ウ 当該サービスが提供される知的障害者に係る療育手帳交付情報
- (2)・(3) [略]

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]
ウ 当該請求を行う者に監護される障害児に係る療育手帳交付情報
- エ [略]
オ [略]
カ [略]
キ [略]

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 知的障害者福祉法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]
- (2)・(3) [略]

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]
- ウ [略]
エ [略]
オ [略]
カ [略]

ク [略]

ケ [略]

(2)・(3) [略]

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該請求を行う者に監護される障害児に係る療育手帳交付情報

第11条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該請求を行う者に係る療育手帳交付情報

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(2) [略]

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該請求を行う者に係る療育手帳交付情報

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(4) [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

キ [略]

ク [略]

(2)・(3) [略]

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

第11条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(2) [略]

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(4) [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 当該申請に係る障害者等に係る療育手帳交付情報

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

(2) [略]

(3) 障害者総合支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る療育手帳交付情報

(4) 障害者総合支援法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護準用事務関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る療育手帳交付情報

(5) [略]

(6) 障害者総合支援法第77条第1項又は第78条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ [略]

キ 当該事業の申請を行う者に係る療育手帳交付情報

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第3条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護準用事務関係情報

イ 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る療育手帳交付情報

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法第15条第1項又は第2項の規定に

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 障害者総合支援法第77条第1項又は第78条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法第15条第1項又は第2項の規定に

よる徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報
ア～ス [略]

セ 納税義務者に係る療育手帳交付情報

(2)～(9) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(7) [略]

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第25条の障害状態不該当の届出に関する事務
次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該届出を行う者に係る療育手帳交付情報

(9)～(12) [略]

第24条 条例別表第2第22項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第4項又は第28条第2項若しくは第4項の家賃の決定に関する事務
次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

(4) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

よる徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報
ア～ス [略]

(2)～(9) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(7) [略]

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第25条の障害状態不該当の届出に関する事務
次に掲げる情報

ア・イ [略]

(9)～(12) [略]

第24条 条例別表第2第22項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第4項又は第28条第2項若しくは第4項の家賃の決定に関する事務
次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

(4) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳交付情報

- (5) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者及び同項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳交付情報

- (6) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (7) 公営住宅法第29条第1項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (8) 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (9) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (10) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (11) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る生活保護準用事務関係情報

ウ 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入

ア・イ [略]

- (5) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア・イ [略]

- (6) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア・イ [略]

- (7) 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

- (8) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る療育手帳交付情報

第25条 条例別表第2第23項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳交付情報

- (4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しに関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (5) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る生活保護準用事務関係情報

第25条 条例別表第2第23項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

- (2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

- (3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

- (4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しに関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る療育手帳交付情報

- (6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

エ 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (9) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

ウ 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳交付情報

- (10) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の4前段のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る療育手帳交付情報

第28条 条例別表第2第26項の規則で定める事務は心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

- (5) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

- (6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

- (7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

- (8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
ア・イ [略]

第28条 条例別表第2第26項の規則で定める事務は心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(6) [略]

(7) 当該手当の申請を行う者に係る療育手帳交付情報

- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務次に掲げる情報

ア～コ [略]

サ 要支援者等に係る療育手帳交付情報

- シ [略]
- ス [略]
- セ [略]
- ソ [略]
- タ [略]
- チ [略]
- ツ [略]
- テ [略]
- ト [略]
- ナ [略]
- ニ [略]
- ヌ [略]
- ネ [略]
- ノ [略]
- ハ [略]
- ヒ [略]

(2)～(7) [略]

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務次に掲げる情報

ア～コ [略]

- サ [略]
- シ [略]
- ス [略]
- セ [略]
- ソ [略]
- タ [略]
- チ [略]
- ツ [略]
- テ [略]
- ト [略]
- ナ [略]
- ニ [略]
- ヌ [略]
- ネ [略]
- ノ [略]
- ハ [略]

(2)～(7) [略]

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども
・子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

ア～シ [略]

ス 当該児童及び当該児童の扶養義務者に係る
療育手帳交付情報

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

ヒ [略]

(2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子
どものための教育・保育給付に係る教育・保育給
付認定に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ [略]

カ 当該児童の扶養義務者に係る療育手帳交付
情報

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(3)～(10) [略]

第38条 条例別表第2第36項の規則で定める事
務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定
める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当
該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省
令第51号）第3条の4第1項から第3項まで
の一部支給停止の適用除外に関する届出に係る
事実についての審査に関する事務 当該届出を
行う者又は当該届出に係る児童に係る療育手帳
交付情報

(2) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の
状態の届出に係る事実についての審査に関する
事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る児童に係る精神障害者保健
福祉手帳交付情報

(1) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども
・子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

ア～シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

(2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子
どものための教育・保育給付に係る教育・保育給
付認定に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(3)～(10) [略]

イ 当該届出に係る児童に係る療育手帳交付情報

第39条 条例別表第2第37項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第28条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳交付情報
- (2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第30条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る療育手帳交付情報

別表第2（第26条関係）

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	[略] 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報 要保護者等に係る療育手帳交付情報 [略]
[略]	

別表第2（第26条関係）

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	[略] 要保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳交付情報 [略]
[略]	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第25号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の介護休暇）</p> <p>第12条 介護休暇は、会計年度任用職員（次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員に限る。）が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則第22条第5項から第10項までの規定の例により、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の介護休暇）</p> <p>第12条 介護休暇は、会計年度任用職員（次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員に限る。）が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則第22条第5項から第10項までの規定の例により、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員</u></p>

(2) 当該介護休暇の申出において、規則第22条第5項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（再度の任用がなされる場合はその任期）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

2～4 [略]

(会計年度任用職員の介護時間)

第13条 介護時間は、会計年度任用職員（初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～4 [略]

(3) 当該介護休暇の申出において、規則第22条第5項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（再度の任用がなされる場合はその任期）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

2～4 [略]

(会計年度任用職員の介護時間)

第13条 介護時間は、会計年度任用職員（次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員に限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 初めて当該介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

(2) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

2～4 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第2条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員）</p> <p>第3条 条例第2条第3号アイの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>（条例第18条の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員）</p> <p>第10条 条例第18条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>（条例第2条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員）</p> <p>第3条 条例第2条第3号アイの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>（条例第18条の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員）</p> <p>第10条 条例第18条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

(さいたま市職員互助会条例施行規則の一部改正)

第1条 さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(掛金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会員については、掛金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている会員（<u>第3号及び第4号の会員を除く。</u>）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号の規定の適用を受けている会員</u></p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(掛金)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会員については、掛金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている会員（第3号の会員を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>(役員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事は、総務局人事部長、財政局財政部長、環境局環境共生部長、消防局総務部長、水道局業務部長及び<u>教育委員会事務局管理部長並びに会員が組織する職員団体及び労働組合から5人並びに消防職員から1人をもって充てる。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(役員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 理事は、総務局人事部長、財政局財政部長、環境局環境共生部長、消防局総務部長、水道局業務部長及び<u>教育委員会管理部長並びに会員が組織する職員団体及び労働組合から5人並びに消防職員から1人をもって充てる。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>(給付の請求)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(給付の請求)</p> <p>第16条 [略]</p>

2 弔慰金及び退会金の給付を受けるべき遺族の順位は、会員であった者の配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。）、子（配偶者等の子も含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母、実父母の順とする。

3～5 [略]

（結婚祝金）

第21条 会員が結婚したとき（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係になったとき又は会員が当該会員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなったときを含む。）は、結婚祝金として5万円を給付する。ただし、復縁の場合は、給付しない。

（出産祝金）

第22条 会員又は会員の配偶者等が出産したときは、出産祝金として出産児1児について3万円を給付する。

（葬祭料）

第23条 会員の親族（配偶者等及びその親族を含む。）が死亡した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める葬祭料を給付する。

- (1) 配偶者等 100,000円
- (2) [略]
- (3) 会員又は配偶者等の父母（養父母があるときは養父母に限る。） 45,000円
- (4) [略]

（退会金）

第25条 会員期間が10年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。

- (1) 会員期間10年以上20年未満 100,000円
- (2) 会員期間20年以上30年未満 190,000円
- (3) 会員期間30年以上 280,000円

2 弔慰金及び退会金の給付を受けるべき遺族の順位は、会員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とし、父母については、養父母、実父母の順とする。

3～5 [略]

（結婚祝金）

第21条 会員が結婚したとき（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係になったとき又は会員が当該会員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなったときを含む。）は、結婚祝金として5万円を給付する。ただし、復縁の場合は、給付しない。

（出産祝金）

第22条 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金として出産児1児について3万円を給付する。

（葬祭料）

第23条 会員の親族が死亡した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める葬祭料を給付する。

- (1) 配偶者 100,000円
- (2) [略]
- (3) 会員又は配偶者の父母（養父母があるときは養父母に限る。） 45,000円
- (4) [略]

（退会金）

第25条 会員期間が3年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。

- (1) 会員期間3年以上10年未満 27,000円
- (2) 会員期間10年以上20年未満 90,000円
- (3) 会員期間20年以上30年未満 180,000円
- (4) 会員期間30年以上 270,000円

2 [略]

別表第1 (第7条関係)

都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 保健福祉局保健部長 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長 (各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人) 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会事務局管理部長
--

2 [略]

別表第1 (第7条関係)

都市戦略本部都市経営戦略部長 総務局人事部長 財政局財政部長 市民局市民生活部長 保健福祉局保健部長 環境局環境共生部長 経済局商工観光部長 都市局都市計画部長 建設局土木部長 市立病院病院経営部長 区民生活部長 (各区の区民生活部長の職にある者のうち、これらの者の互選により定められた者1人) 消防局総務部長 出納室長 水道局業務部長 教育委員会管理部長

第2条 さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退会金) 第25条 会員期間が10年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。 (1) [略] (2) 会員期間20年以上30年未満 <u>200,000円</u> (3) 会員期間30年以上 <u>290,000円</u> 2 [略]	(退会金) 第25条 会員期間が10年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。 (1) [略] (2) 会員期間20年以上30年未満 <u>190,000円</u> (3) 会員期間30年以上 <u>280,000円</u> 2 [略]

第3条 さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退会金)</p> <p>第25条 会員期間が10年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 会員期間30年以上 <u>300,000円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(退会金)</p> <p>第25条 会員期間が10年以上であった会員がその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める退会金を給付する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 会員期間30年以上 <u>290,000円</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第5条、第10条及び別表第1の改正 公布の日
 - (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正を除く。） 令和4年4月1日
 - (3) 第2条の規定 令和5年4月1日
 - (4) 第3条の規定 令和6年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第20条、第22条、第23条及び第25条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の入学若しくは卒業、出産、死亡又は退会に係る給付について適用し、同日前の入学若しくは卒業、出産、死亡又は退会に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第25条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の退会に係る給付について適用し、同日前の退会に係る給付については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則第25条の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の退会に係る給付について適用し、同日前の退会に係る給付については、なお従前の例による。

さいたま市規則第28号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 29 号

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成 22 年さいたま市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償) 第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第 64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 66 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償) 第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第 24 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
行政職給料表	8級	局長 <u>公室長</u> 本部長 区長 副教育長 理事（市長が定める者に限る。）	[略]	行政職給料表	8級	局長 本部長 区長 副教育長 理事（市長が定める者に限る。）	[略]
		[略]				[略]	
行政職給料表	7級	部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等事務分掌規則」という。）第2条に規定する部の長を除く。） 室長（出納室の長をいう。） 東京事務所長 広報監 行政管理監 副理事（市長が定める者に限る。）	[略]	行政職給料表	7級	<u>公室長</u> 部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等事務分掌規則」という。）第2条に規定する部の長を除く。） 室長（出納室の長をいう。） 東京事務所長 広報監 行政管理監 副理事（市長が定める者に限る。）	[略]
		[略]				[略]	

	[略]	
医療 職 給 料 表 (1)	5	[略]
	副理事 患者支援センターの 所長	[略]
	[略]	
[略]		

	[略]	
医療 職 給 料 表 (1)	5	[略]
	副理事	[略]
	[略]	
[略]		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の通勤手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 市長の定める額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>第8条 条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 <u>前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事</u></p>

由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 市長の定める額

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

3 [略]

(支給単位期間)

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 [略]

(支給単位期間)

<p>第15条 条例第15条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間</u></p> <p>イ <u>使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 市長の定める期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第15条 条例第15条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、6月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、この規則による改正後のさいたま市職員の通勤手当に関する規則第13条第2項、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

さいたま市規則第32号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ～ス [略]</p> <p>(3) 区役所等 次に掲げる事務所をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則別表第1財政局の項に規定する北部市税事務所及び南部市税事務所、同表都市局の項に規定する北部都市計画事務所及び南部都市計画事務所並びに同表建設局の項に規定する北部建設事務所及び南部建設事務所</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p>イ～ス [略]</p> <p>(3) 区役所等 次に掲げる事務所をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則別表第1財政局の項に規定する北部市税事務所及び南部市税事務所、同表都市局の項に規定する北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所並びに同表建設局の項に規定する北部建設事務所及び南部建設事務所</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第33号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(収入手続の原則)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課所等 次に掲げるものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(2) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u>にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、区役所くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長）をいう。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(収入手続の原則)</p>

第22条 [略]

2 課所長等は、納人から会計管理者の口座に直接振り込む旨の申出があった場合において、会計管理者が必要と認めるときは、直ちに納付書を会計管理者に送付しなければならない。

(納付書による収納)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合は、納付書により収入しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 出納員等、現金取扱員等又は私人に収納事務を委託した場合における受託者がその収納金を払い込むとき。ただし、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の方法により収納金を払い込む場合を除く。
- (3)～(6) [略]

(資金前渡)

第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(20) [略]
- (21) 金融機関に支払う手数料で即時支払を要するもの
- (22) [略]

(繰替払)

第84条 [略]

2～4 [略]

5 前項の規定にかかわらず、第22条第2項の規定により繰替払に係る納付書を会計管理者に送付したときは、課所長等は、繰替使用計算書を作成しなければならない。

6 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
出納室出納課	課長の職にある者	[略]
都市戦略本部 未来都市推進部	参事又は副参事の職にある者で部長が指定するもの	[略]
総務局総務部 総務課	課長の職にある者	[略]
[略]		

第22条 [略]

2 課所長等は、納人から会計管理者の口座に直接振り込む旨の申出があった場合において、会計管理者が必要と認めるときは、直ちに納入通知書を会計管理者に送付しなければならない。

(納付書による収納)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合は、納付書により収入しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 出納員等又は私人に収納事務を委託した場合における受託者がその収納金を払い込むとき。ただし、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の方法により収納金を払い込む場合を除く。
- (3)～(6) [略]

(資金前渡)

第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(20) [略]
- (21) 振込手数料
- (22) [略]

(繰替払)

第84条 [略]

2～4 [略]

5 前項の規定にかかわらず、第22条第2項の規定により繰替払に係る納入通知書を会計管理者に送付したときは、課所長等は、繰替使用計算書を作成しなければならない。

6 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

設置箇所	出納員となる者	委任事務
出納室出納課	課長の職にある者	[略]
総務局総務部 総務課		[略]
[略]		

市民局市民生活部消費生活総合センター	[略]
市民局区政推進部	参事又は副参事の職にある者で部長が指定するもの
[略]	
保健福祉局保健所保健総務課	[略]
[略]	
[略]	
子ども未来局子ども家庭総合センター総務課	[略]
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	
[略]	
環境局施設部西部環境センター	[略]
[略]	
[略]	
都市局みどり公園推進部みどり推進課	[略]
都市局みどり	

市民局市民生活部消費生活総合センター	[略]
[略]	
保健福祉局保健所保健総務課	[略]
保健福祉局保健所地域保健支援課	
[略]	
[略]	
子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課	[略]
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	
[略]	
環境局資源循環推進部西清掃事務所	[略]
環境局資源循環推進部東清掃事務所	
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	
環境局施設部西部環境センター	
[略]	
[略]	
[略]	
都市局都市計画部みどり推進課	[略]

公園推進部北 部公園整備課	
都市局みどり 公園推進部南 部公園整備課	
[略]	
[略]	
都市局北部都 市計画事務所 都市計画指導 課	[略]
都市局南部都 市計画事務所 都市計画指導 課	
[略]	
教育委員会事 務局管理部教 育財務課	
教育委員会事 務局管理部学 校施設整備課	
教育委員会事 務局管理部学 校施設管理課	
教育委員会事 務局学校教育 部学事課	
教育委員会事 務局学校教育 部教職員人事 課	
教育委員会事 務局学校教育 部指導1課	
教育委員会事 務局学校教育 部高校教育課	

[略]	
[略]	
都市局北部都 市・公園管理 事務所管理課	[略]
都市局北部都 市・公園管理 事務所開発指 導課	
都市局南部都 市・公園管理 事務所管理課	
都市局南部都 市・公園管理 事務所開発指 導課	
[略]	
教育委員会管 理部教育財務 課	
教育委員会管 理部学校施設 課	
教育委員会学 校教育部学事 課	
教育委員会学 校教育部教職 員人事課	
教育委員会学 校教育部指導 1課	
教育委員会学 校教育部高校 教育課	

教育委員会事務局学校教育 部教育研究所	[略]
教育委員会事務局学校教育 部館岩少年自然の家	
教育委員会に置かれる高等 学校	[略]
教育委員会事務局生涯学習 部生涯学習振興課	[略]
教育委員会事務局生涯学習 部人権教育推進室	[略]
教育委員会事務局生涯学習 部文化財保護課	[略]
教育委員会青少年宇宙科学 館	[略]
教育委員会博物館	
[略]	
教育委員会に置かれる拠点 公民館	[略]
[略]	
教育委員会に置かれる拠点 図書館	[略]
[略]	

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
都市戦略本部 未来都市推進部		
総務局総務部	[略]	[略]

教育委員会学校教育 部教育部教育研究所	[略]
教育委員会学校教育 部教育部館岩少年自然の家	
教育委員会学校教育 部に置かれる高等学校	[略]
教育委員会生涯学習部生涯 学習振興課	[略]
教育委員会生涯学習部人権 教育推進室	[略]
教育委員会生涯学習部文化 財保護課	[略]
教育委員会生涯学習部青少 年宇宙科学館	[略]
教育委員会生涯学習部博物 館	
[略]	
教育委員会生涯学習総合セ ンターに置かれる拠点公民 館	[略]
[略]	
教育委員会中央図書館に置 かれる拠点図書館	[略]
[略]	

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
総務局総務部	[略]	[略]

行政透明推進課	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課三つ和会館	
市民局市民生活部市民協働推進課	
市民局区政推進部	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
子ども未来局子ども家庭総合センター総務課	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	
[略]	
環境局資源循環推進部廃棄物対策課	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
教育委員会事務局管理部教	

行政透明推進課	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課隣保館	
市民局市民生活部市民協働推進課	
[略]	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課	
[略]	
環境局資源循環推進部廃棄物対策課	
環境局資源循環推進部西清掃事務所	
環境局資源循環推進部東清掃事務所	
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	
[略]	
[略]	
[略]	[略]
教育委員会管理部教育財務	

育財務課		課	
教育委員会事務局学校教育 部学事課		教育委員会学 校教育部学事 課	
教育委員会事務局学校教育 部指導1課		教育委員会学 校教育部指導 1課	
教育委員会事務局学校教育 部高校教育課		教育委員会学 校教育部高校 教育課	
教育委員会に 置かれる高等 学校		教育委員会学 校教育部に置 かれる高等学 校	
教育委員会事務局生涯学習 部人権教育推 進室		教育委員会生 涯学習部人権 教育推進室	
教育委員会事務局生涯学習 部人権教育推 進室が所管す る五反田会館		教育委員会生 涯学習部人権 教育推進室五 反田会館	
教育委員会事務局生涯学習 部人権教育推 進室が所管す る鹿室南集會 所		教育委員会生 涯学習部人権 教育推進室鹿 室南集會所	
教育委員会博 物館		教育委員会生 涯学習部博物 館	
教育委員会生 涯学習総合セ ンター		教育委員会生 涯学習部生涯 学習総合セン ター	
教育委員会に 置かれる地区 公民館		教育委員会生 涯学習総合セ ンターに置か れる地区公民 館	
[略]		[略]	
教育委員会に 置かれる拠点 図書館及び拠 点図書館が所 管する地区図 書館	[略]	教育委員会中 央図書館に置 かれる拠点図 書館及び地区 図書館	[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市物品会計規則の一部を改正する規則

さいたま市物品会計規則（平成15年さいたま市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び<u>区政推進部</u>の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(5) 調達主管課長 財政局契約管理部調達課長（以下「調達課長」という。）又は<u>教育委員会事務局管理部教育総務課長</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(物品出納員等)</p> <p>第6条 物品出納員及び区物品出納員（以下「物品出納員等」という。）となる者は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課所長等 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長並びに同条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部、<u>区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの</u></u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課（北部児童相談所及び南部児童相談所を含む。）並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に規定する東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～シ [略]</p> <p>(5) 調達主管課長 財政局契約管理部調達課長（以下「調達課長」という。）又は<u>教育委員会管理部教育総務課長</u>をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(物品出納員等)</p> <p>第6条 物品出納員及び区物品出納員（以下「物品出納員等」という。）となる者は、次に掲げるとおりとする。</p>

<p>(1) 物品出納員 出納室出納課長、消防局総務部 消防企画課長及び<u>教育委員会事務局管理部教育 財務課長</u>の職にある者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(物品購入等の手続)</p> <p>第8条 課所長等は、物品の購入、修繕及び印刷（ 以下「物品の購入等」という。）をしようとする ときは、支出負担行為何書により所定の決裁を経 て、調達主管課長（<u>教育委員会事務局</u>における1 件500万円以上の物品の購入等については、調 達課長）に物品の購入等の手続を依頼しなければ ならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不用の決定)</p> <p>第23条 課所長等は、前条の規定により使用者が 備品を返納した後、当該備品の不用の決定をしよう とするときは、次に掲げる事項を記載した不用 決定何書により、市長の決裁を受けた後、会計管 理者等に送付するものとする。ただし、消防局に あつては消防局総務部消防企画課長に、<u>教育委員 会事務局</u>にあつては<u>教育委員会事務局管理部教育 財務課長</u>にあらかじめ合議しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) 物品出納員 出納室出納課長、消防局総務部 消防企画課長及び<u>教育委員会管理部教育財務課 長</u>の職にある者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(物品購入等の手続)</p> <p>第8条 課所長等は、物品の購入、修繕及び印刷（ 以下「物品の購入等」という。）をしようとする ときは、支出負担行為何書により所定の決裁を経 て、調達主管課長（<u>教育委員会</u>における1件50 0万円以上の物品の購入等については、調達課長 ）に物品の購入等の手続を依頼しなければならない 。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不用の決定)</p> <p>第23条 課所長等は、前条の規定により使用者が 備品を返納した後、当該備品の不用の決定をしよう とするときは、次に掲げる事項を記載した不用 決定何書により、市長の決裁を受けた後、会計管 理者等に送付するものとする。ただし、消防局に あつては消防局総務部消防企画課長に、<u>教育委員 会</u>にあつては<u>教育委員会管理部教育財務課長</u>にあ らかじめ合議しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 固定資産税及び都市計画税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th style="width: 85%;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の3</td> <td><u>固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の5</td> <td><u>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 [略]</p>	様式番号	名称	[略]		73の3	<u>固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u>	[略]		73の5	<u>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u>	[略]		<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 固定資産税及び都市計画税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th style="width: 85%;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の3</td> <td><u>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">73の5</td> <td><u>固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 [略]</p>	様式番号	名称	[略]		73の3	<u>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>	[略]		73の5	<u>固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>	[略]	
様式番号	名称																								
[略]																									
73の3	<u>固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u>																								
[略]																									
73の5	<u>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u>																								
[略]																									
様式番号	名称																								
[略]																									
73の3	<u>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>																								
[略]																									
73の5	<u>固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u>																								
[略]																									
<p>様式第9号（別表第1関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 85%;"> <p><u>延滞金</u></p> <p><u>納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11</u></p> </td> </tr> </table>	[略]	<p><u>延滞金</u></p> <p><u>納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11</u></p>	<p>様式第9号（別表第1関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 85%;"> <p><u>審査請求及び取消しの訴え</u></p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し</u></p> </td> </tr> </table>	[略]	<p><u>審査請求及び取消しの訴え</u></p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し</u></p>																				
[略]	<p><u>延滞金</u></p> <p><u>納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11</u></p>																								
[略]	<p><u>審査請求及び取消しの訴え</u></p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し</u></p>																								

月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.

て6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6パーセントの割合にあ
ってはその年における延
滞金特例基準割合に年7
. 3パーセントの割合を
加算した割合とし、年7
. 3パーセントの割合に
あっては当該延滞金特例
基準割合に年1パーセン
トの割合を加算した割合
(当該加算した割合が年
7. 3パーセントの割合
を超える場合には、年7
. 3パーセントの割合)
とします。) を乗じて計
算した金額。この場合に
おける年当たりの割合は、
閏年の日を含む期間につ
いても、365日当たり
の割合です。

[略]

教示

- 1 この処分について不
服があるときは、処分
があったことを知った
日の翌日から起算して
3箇月以内にさいたま
市長に対して審査請求
をすることができます。
なお、3箇月以内であ
っても、処分があった
日の翌日から起算して
1年を経過すると審査
請求をすることができ
なくなります。
- 2 この処分の取消しの
訴えは、処分について
の審査請求に対する裁
決があったことを知っ
た日の翌日から起算し
て6箇月以内にさいた
ま市を被告として(市
長が被告の代表者とな
ります。)提起するこ
とができます。なお、
6箇月以内であっても、
判決の日の翌日から起
算して1年を経過する
と取消しの訴えを提起
することができなくな
ります。
- 3 この処分の取消しの
訴えは、処分について
の審査請求の判決を経
た後でなければ提起す
ることができませんが、
次のいずれかに該当す
る場合においては、審

[略]

延滞金

納期限の翌日から納付
(納入)の日までの期間
の日数に応じ、税額又は
納入金額(1,000円
未満の端数があるとき、
又はその全額が2,00
0円未満であるときは、
その端数金額又は全額を
切り捨てます。)に年1
4. 6パーセント(納期
限の翌日から1月を経過
する日までの期間につ
いては、年7. 3パーセン
ト)の割合(平成12年
1月1日から平成25年
12月31日までの期間
については、当該期間の
属する各年の前年の11
月30日を経過する時に
おける日本銀行法第15
条第1項第1号の規定に
より定められる商業手形
の基準割引率に年4パー
セントの割合を加算した
割合が年7. 3パーセン
トの割合に満たない場合
には、その年中において
は、年7. 3パーセント
の割合にあっては、当該
商業手形の基準割引率に
年4パーセントの割合を
加算した割合とします。
平成26年1月1日から
令和2年12月31日ま
での期間については、当
該期間の属する各年の前

査請求の裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ

いても、365日当たり
の割合です。

様式第9号の2（別表第1関係）（裏）

[略 延滞金 [略]

納期限の翌日から
納付（納入）の日ま
での期間の日数に応
じ、税額又は納入金
額（1,000円未
満の端数があるとき、
又はその全額が2,
000円未満である
ときは、その端数金
額又は全額を切り捨
てます。）に年14
.6パーセント（納
期限の翌日から1月
を経過する日までの
期間については、年
7.3パーセント）
の割合（平成12年
1月1日から平成2
5年12月31日ま
での期間については、
当該期間の属する各
年の前年の11月3
0日を経過する時に
おける日本銀行法第
15条第1項第1号
の規定により定めら
れる商業手形の基準
割引率に年4パーセ
ントの割合を加算し
た割合が年7.3パ
ーセントの割合に満
たない場合には、そ
の年中においては、
年7.3パーセント
の割合にあつては、
当該商業手形の基準
割引率に年4パーセ
ントの割合を加算し
た割合とします。平
成26年1月1日か
ら令和2年12月3
1日までの期間につ
いては、当該期間の
属する各年の前年に
所得税法等の一部を

様式第9号の2（別表第1関係）（裏）

[略 審査請求及び取消しの
訴え [略]

- 1 この処分につ
いて不服があるとき
は、処分があつた
ことを知った日の
翌日から起算して
3箇月以内にさい
たま市長に対して
審査請求をすること
ができます。な
お、3箇月以内で
あつても、処分が
あつた日の翌日か
ら起算して1年を
経過すると審査請
求をすることがで
きなくなります。
- 2 この処分の取消
しの訴えは、処分
についての審査請
求に対する裁決が
あつたことを知っ
た日の翌日から起
算して6箇月以内
にさいたま市を被
告として（市長が
被告の代表者とな
ります。）提起す
ることができます。
なお、6箇月以内
であつても、裁決
の日の翌日から起
算して1年を経過
すると取消しの訴
えを提起すること
ができなくなりま
す。
- 3 この処分の取消
しの訴えは、処分
についての審査請
求の裁決を経た後
でなければ提起す
ることができませ
んが、次のいずれ
かに該当する場合

改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年

においては、審査請求の裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

[略]

教示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内

[略]

延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1, 000円未満の端数があるとき、又はその全額が2, 000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14. 6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算し

であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分、取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分、取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

た割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間につい

--

<p>ては、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>

様式第9号の3（別表第1関係）（表）

[略]	[略]	[略]
]	教示]
	1～3 [略]	

様式第9号の3（別表第1関係）（表）

[略]	[略]	[略]
]	審査請求及び取消しの訴え]
	1～3 [略]	

様式第9号の3（別表第1関係）（裏）

<u>延滞金</u>	[略]
<p>納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全</p>	

様式第9号の3（別表第1関係）（裏）

<u>滞納処分</u>	[略]
<p>納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞</p>	

額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7

納処分を受けることになり
ます。

． 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合) とします。
令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合) とします。
）を乗じて計算した金額。
この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1, 000円未満の端数があるとき、又はその全額が2, 000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14. 6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年

の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.

3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第14号（別表第1関係）
相続人代表者指定届

[略]

相続人の代表者	[略]	
	住所（所在地）	
	法人番号	[略]
[略]		

注

様式第40号（別表第1関係）
法人の設立（設置）変更等申告書

[略]

[略]

設置（設）	[略]	
	資本金等の額	[略]
	[略]	

通算承認の有無	[略]	通算事業年度	[略]	通算親法人	[略]
---------	-----	--------	-----	-------	-----

様式第14号（別表第1関係）
相続人代表者指定届

[略]

相続人の代表者	[略]	
	法人番号	
	住所（所在地）	[略]
[略]		

注

様式第40号（別表第1関係）
法人の設立（設置）変更等申告書

[略]

[略]

設置（設）	[略]	
	資本金等又は連結個別資本金等の額	[略]
	[略]	

連結納税の承認の有無	[略]	連結事業年度	[略]	連結親法人	[略]
------------	-----	--------	-----	-------	-----

[略]

[略]

[略]

備考 [略]
注

様式第46号(別表第1関係)

[略]

法人市民税更正(決定)通知書

[略]

[略]			
法人 税 割 額 の 明 細	[略]		
	市民税の特定 寄附金税額控 除額 ⑥		
	税額控除超過 額相当額の加 算額 ⑦		
	外国関係会社 等に係る控除 対象所得税額 等相当額 又は個別控除 対象所得税額 等相当額の控 除額 ⑧		
	外国の法人税 等の額の控除 額 ⑨		
	仮装経理に基 づく法人税割 額の控除額 ⑩		
	差引法人税割 額 ⑪		
	租税条約の実 施に係る法人 税割額の控除 額 ⑫		
納付すべき又 は減少する法 人税割額 ⑬			
均等 割 額 の 明 細	算定期間中に 事務所等を有 していた月数 ⑭		
	均等割年額〔 〕× ⑭欄の月数 1 2		
	納付すべき又 ⑮		

[略]

[略]

[略]

備考 [略]
注

様式第46号(別表第1関係)

[略]

法人市民税更正(決定)通知書

[略]

[略]			
法人 税 割 額 の 明 細	[略]		
	市民税の特定 寄附金税額控 除額 ⑥		
	外国関係会社 等に係る控除 対象所得税額 等相当額 又は個別控除 対象所得税額 等相当額の控 除額 ⑦		
	外国の法人税 等の額の控除 額 ⑧		
	仮装経理に基 づく法人税割 額の控除額 ⑨		
	差引法人税割 額 ⑩		
	租税条約の実 施に係る法人 税割額の控除 額 ⑪		
	納付すべき又 は減少する法 人税割額 ⑫		
均等 割 額 の 明 細	算定期間中に 事務所等を有 していた月数 ⑬		
	均等割年額〔 〕× ⑬欄の月数 1 2		
	納付すべき又 ⑮		

	は減少する均 等割額		
納付すべき又は減 少する市民税額⑬	⑰		
+⑱			
[略]			

	は減少する均 等割額		
納付すべき又は減 少する市民税額⑫	⑰		
+⑱			
[略]			

様式第47号を次のように改める。

様式第47号(別表第1関係)

受付印

市民税・県民税減免申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

納税義務者 (申請者)	住所 (居所)	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	

さいたま市市税条例第47条第2項の規定により、次のとおり申請します。

対象年度	年度	年税額	円
未到来の直近の納期限		納期限未到来の税額	円
減免を受けようとする事由			
添付書類			

備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>様式第73号の3（別表第1関係） <u>固定資産税熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u> [略] [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>改修工事等の内容</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">改修工事等の完了年月日</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>改修工事等に要した費用</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由 []</p> <p style="text-align: center;">(注)</p>	改修工事等の完了年月日	[略]	改修工事等に要した費用	[略]	[略]		<p>様式第73号の3（別表第1関係） <u>固定資産税熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u> [略] [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>改修工事の内容</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">改修工事の完了年月日</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>改修工事に要した費用</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由 []</p> <p style="text-align: center;">(注)</p>	改修工事の完了年月日	[略]	改修工事に要した費用	[略]	[略]	
改修工事等の完了年月日	[略]												
改修工事等に要した費用	[略]												
[略]													
改修工事の完了年月日	[略]												
改修工事に要した費用	[略]												
[略]													
<p>様式第73号の5（別表第1関係） <u>固定資産税特定熱損失防止改修等住宅に係る減額申告書</u> [略] [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>改修工事等の内容</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">改修工事等の完了年月日</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>改修工事等に要した費用</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由 []</p> <p style="text-align: center;">(注)</p>	改修工事等の完了年月日	[略]	改修工事等に要した費用	[略]	[略]		<p>様式第73号の5（別表第1関係） <u>固定資産税特定熱損失防止改修住宅に係る減額申告書</u> [略] [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>改修工事の内容</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">改修工事の完了年月日</td> <td style="width: 20%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>改修工事に要した費用</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった理由 []</p> <p style="text-align: center;">(注)</p>	改修工事の完了年月日	[略]	改修工事に要した費用	[略]	[略]	
改修工事等の完了年月日	[略]												
改修工事等に要した費用	[略]												
[略]													
改修工事の完了年月日	[略]												
改修工事に要した費用	[略]												
[略]													

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市市税条例施行規則の

規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第36号

さいたま市請負工事検査規則の一部を改正する規則

さいたま市請負工事検査規則（平成15年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事所管部 工事を所管するさいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号。以下「事務分掌規則」という。）<u>第1条</u>に規定する部並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 工事所管課 工事を所管する事務分掌規則第<u>1条</u>に規定する課並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 工事検査員 事務分掌規則第<u>13条第6項</u>の工事検査員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事所管部 工事を所管するさいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号。以下「事務分掌規則」という。）<u>第1条第1項</u>に規定する部並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 工事所管課 工事を所管する事務分掌規則第<u>1条第1項</u>に規定する課並びにこれに相当する市長その他の執行機関及び議会の内部組織をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 工事検査員 事務分掌規則第<u>13条第7項</u>の工事検査員をいう。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>様式第1号（第4条関係）（表） （介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害基礎年金1級の受給の有無（<u>就労継続支援</u>のサービスを申請する者に限る。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1号（第4条関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって<u>入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。</u>）又は<u>地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）</u>を申請する場合に記入すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		障害基礎年金1級の受給の有無（ <u>就労継続支援</u> のサービスを申請する者に限る。）	[略]	[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	<p>様式第1号（第4条関係）（表） （介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費） 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害基礎年金1級の受給の有無（<u>就労継続支援B型</u>のサービスを申請する者に限る。）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1号（第4条関係）（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって、<u>入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合に限る。</u>）又は<u>地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）</u>を申請する場合に記入すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		障害基礎年金1級の受給の有無（ <u>就労継続支援B型</u> のサービスを申請する者に限る。）	[略]	[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]																													
障害基礎年金1級の受給の有無（ <u>就労継続支援</u> のサービスを申請する者に限る。）	[略]																												
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
障害基礎年金1級の受給の有無（ <u>就労継続支援B型</u> のサービスを申請する者に限る。）	[略]																												
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													
[略]																													

[略]

[略]

様式第4号（第6条関係）（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]

被保険者証の記号及び番号（※）	[略]
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）	有 ・ 無

[略]

[略]

[略]

様式第4号（第6条関係）（裏）

[略]

（※） 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第44号（第27条関係）

補装具費支給決定通知書

[略]

[略]

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算し

[略]

[略]

様式第4号（第6条関係）（表）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[略]

[略]

被保険者証の記号及び番号（※）	[略]
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）	有 ・ 無

[略]

[略]

[略]

様式第4号（第6条関係）（裏）

[略]

（※） 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合に記入すること。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第44号（第27条関係）

補装具費支給決定通知書

[略]

[略]

て1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第38号

さいたま市大崎むつみの里条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大崎むつみの里条例施行規則（平成19年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">(利用の手続)</p> <p><u>第3条 条例第4条第1項第3号に該当する者でさいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に健康診断書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項第4号に該当する者にむつみの里を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、知的障害者援護措置申請書（様式第3号）に健康診断書を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第4条第1項第3号又は第4号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。以下同じ。）から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p><u>4 条例第4条第3項第3号に該当する児童にむつみの里を利用させようとする保護者は、障害児援護措置申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、健康診断書（児童用）（様式第5号）を添付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用の決定)</p> <p><u>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、身体障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、申請者又は援護の実施機関に通知する</u></p>

ものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、知的障害者援護措置決定通知書（様式第8号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第9号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。

3 市長は、前条第4項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、障害児援護措置決定通知書（様式第10号）又は障害児援護措置申請却下通知書（様式第11号）により保護者に通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3項の規定による利用の許可をしないことができる。

(1) 定員に達しているとき。

(2) 利用しようとする者が感染性疾患を有し、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、むつみの里の管理上、利用が不適當であると認められるとき。

（利用の制限）

第5条 市長は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第6条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、身体障害者援護措置解除通知書（様式第12号）により、利用者又は援護の実施機関に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第6条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、知的障害者援護措置解除通知書（様式第13号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第6条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、障害児援護措置解除通知書（様式第14号）により、保護者に通知するものとする。

（休業日）

第6条 むつみの里の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第7条 [略]

（休業日）

第3条 さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

第4条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者福祉施設春光園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第5条第1項第3号に該当する者でけやき及びうえみず（以下「けやき等」という。）を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に健康診断書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第5条第1項第4号に該当する者にけやき等を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、知的障害者援護措置申請書（様式第3号）に健康診断書を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第5条第1項第3号又は第4号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。以下同じ。）から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、身体障害者援護措置決定通知書（様式第4号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第5号）により、申請者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、知的障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p>

<p>(休業日)</p> <p><u>第3条</u> <u>けやき及びうねみず</u>（以下「<u>けやき等</u>」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>	<p><u>3</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前2項の規定による利用の承認をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>定員に達しているとき。</u></p> <p>(2) <u>利用しようとする者が感染性疾患を有し、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、けやき等の管理上、利用が不適當であると認められるとき。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、<u>前条第1項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第7条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、身体障害者援護措置解除通知書（様式第8号）により、利用者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前条第2項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第7条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、知的障害者援護措置解除通知書（様式第9号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p><u>第6条</u> <u>けやき等の休業日は、次のとおりとする。</u>ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>
---	--

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市槻の木条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市槻の木条例施行規則（平成17年さいたま市規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第5条第1項第3号に該当する者でさいたま市槻の木を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に健康診断書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第5条第1項第4号に該当する者にさいたま市槻の木を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、知的障害者援護措置申請書（様式第3号）に健康診断書を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第5条第1項第3号又は第4号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。以下同じ。）から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、身体障害者援護措置決定通知書（様式第4号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第5号）により、申請者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、知的障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p>

<p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前2項の規定による利用の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>定員に達しているとき。</u></p> <p>(2) <u>利用しようとする者が感染性疾患を有し、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、さいたま市槻の木管理上、利用が不適當であると認められるとき。</u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第5条 市長は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者に対し、<u>条例第7条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、身体障害者援護措置解除通知書（様式第8号）により、利用者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前条第2項の規定による利用の許可を受けた者に対し、<u>条例第7条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、知的障害者援護措置解除通知書（様式第9号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p>
--	--

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市みずき園条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市みずき園条例施行規則（平成13年さいたま市規則第108号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第4条第1項第3号に該当する者でさいたま市みずき園（以下「園」という。）を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に健康診断書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項第4号に該当する者に園を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、当該障害者を現に保護するものという。）は、知的障害者援護措置申請書（様式第3号）に健康診断書を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第4条第1項第3号又は第4号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。以下同じ。）から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項の規定による書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、身体障害者援護措置決定通知書（様式第4号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第5号）により、申請者（前条第3項に規定する場合にあっては、援護の実施機関。次項において同じ。）に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、知的障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。</u></p>

<p>(休園日)</p> <p><u>第3条</u> <u>さいたま市みずき園</u>（以下「<u>園</u>」という。）の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、臨時に休園日を定め、又は休園日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>	<p><u>3</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前2項の規定による利用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>利用しようとする者が感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>利用しようとする者の利用により他の利用者の園における生活に著しく支障が生じるおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、園の管理上、利用が不適當であるとき。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者に対し、<u>条例第6条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、身体障害者援護措置解除通知書（様式第8号）により、当該許可を受けた者（当該許可が第2条第3項に規定する場合における許可であるときは、援護の実施機関。次項において同じ。）に通知するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、前条第2項の規定による利用の許可を受けた者に対し、<u>条例第6条の規定により利用の制限をすることを決定したときは、知的障害者援護措置解除通知書（様式第9号）により、当該許可を受けた者に通知するものとする。</u></p> <p>(休園日)</p> <p><u>第6条</u> 園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、臨時に休園日を定め、又は休園日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>
---	---

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市さくら草学園管理規則の一部を改正する規則

さいたま市さくら草学園管理規則（平成13年さいたま市規則第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第3条第1項第3号に該当する児童に学園を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、障害児援護措置申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、健康診断書（様式第2号）を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第3条第1項第3号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。）から前項に規定する書類に相当する書類の提出があつた場合は、前項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに、利用の可否を決定し、障害児援護措置決定通知書（様式第3号）又は障害児援護措置申請却下通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による利用の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 利用しようとする者が感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前号に掲げる場合のほか、学園の管理上、利用が不適當であるとき。</u></p>

第3条 [略]

第4条 [略]

(利用時間)

第5条 学園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第6条 [略]

第7条 [略]

第5条 [略]

(退園等)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による利用の許可に係る児童に対し、条例第6条の規定により退園させ、又は通園を一時停止することを決定したときは、障害児援護措置解除通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

第7条 [略]

(利用時間)

第8条 学園の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第9条 [略]

第10条 [略]

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第43号

さいたま市杉の子園管理規則の一部を改正する規則

さいたま市杉の子園管理規則（平成13年さいたま市規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第4条第3号に該当する児童に園を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、障害児援護措置申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、健康診断書（様式第2号）を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第4条第1項第3号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。）から前項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、その利用の可否を決定し、障害児援護措置決定通知書（様式第3号）又は障害児援護措置申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 感染性疾患を有し、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前号に掲げるもののほか、園の管理上、支障があると認めるとき。</u></p>

<p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第4条</u> 園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p>(退園等)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条第1項の規定による利用の許可に係る児童に対し、<u>条例第6条の規定により退園させ、又は通園を一時停止することを決定したときは、障害児援護措置解除通知書（様式第5号）により、当該通園児童の保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第7条</u> 園の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
---	---

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第44号

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成15年さいたま市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	(利用の手続)
	<p><u>第3条 条例第4条第1項第3号に該当する者でさいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に、健康診断書（様式第2号）を添えて市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項第4号に該当する者にセンターを利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、知的障害者援護措置申請書（様式第3号）に、健康診断書を添えて市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第4条第1項第3号又は第4号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。以下同じ。）から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p>
	(利用決定の通知)
	<p><u>第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容の審査を行い、利用の可否を決定し、その旨を身体障害者援護措置決定通知書（様式第4号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第5号）により、当該申請をした者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容の審査を行い、利用</u></p>

<p>(休業日)</p> <p><u>第3条</u> <u>さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター</u>（以下「センター」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p><u>の可否を決定し、その旨を知的障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第5条の規定によりセンターの利用の制限を決定したときは、<u>身体障害者援護措置解除通知書（様式第8号）により、当該利用者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前条第2項の規定による利用の許可を受けた者に対し、条例第5条の規定によりセンターの利用の制限を決定したときは、<u>知的障害者援護措置解除通知書（様式第9号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p><u>第6条</u> センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
--	--

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第45号

さいたま市はるの園条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市はるの園条例施行規則（平成23年さいたま市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（利用の手続）</u></p> <p><u>第3条 条例第4条第1項第3号に該当する児童にさいたま市はるの園（以下「園」という。）を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、障害児援護措置申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、健康診断書（様式第2号）を添付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、援護の実施機関（条例第4条第1項第3号の措置を実施する市の福祉事務所長をいう。）から前項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前項に規定する書類の提出を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用の決定）</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、障害児援護措置決定通知書（様式第3号）又は障害児援護措置申請却下通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による利用の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(2) 利用しようとする者が感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前号に掲げる場合のほか、園の管理上、利用</u></p>

<p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第4条</u> 園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p>が不適當であるとき。</p> <p>(退園等)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条第1項の規定による利用の許可に係る児童に対し、<u>条例第6条の規定により退園させ、又は通園を一時停止することを決定したときは、障害児援護措置解除通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(利用時間)</p> <p><u>第7条</u> 園の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>
--	--

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第46号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> 備考 1 [略] 2 この表において「 <u>所得税</u> 」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算された所得税の額をいう。ただし、 <u>所得税</u> を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)～(3) [略]	別表（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">[略]</div> 備考 1 [略] 2 この表において「 <u>所得税の額</u> 」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算された所得税の額をいう。ただし、 <u>所得税額</u> を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)～(3) [略] <u>3 保護者又はその保護者の属する世帯の世帯員（以下「保護者等」という。）が次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度分の市町村民税の額及び前年分の所得税の額は、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u> <u>(1) 前年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u> <u>(2) 婚姻をしたことがないこと。</u> <u>(3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u> <u>(4) 地方税法第292条第1項第11号イの</u>

扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

4 保護者等が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度分の市町村民税の額及び前年分の所得税の額は、当該保護者等を地方税法第292条第1項第12号又は所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

(1) 前年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。

(2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

(3) 前年度分の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則別表の規定は、令和4年度以後の年度分の児童の指導に係る費用について適用し、令和3年度分までの児童の指導に係る費用については、なお従前の例による。

さいたま市規則第47号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
(東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例)	(東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例)
4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を	4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和5年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

様式第4号を次のように改める。

（表）

領収済通知書

さいたま市

納税者				
-----	--	--	--	--

税目		調定年度		課税年度	
通知書番号				期別	
期C		納付書種類			
納付番号				確認番号	

税額		円
延滞金		円
合計		円
納期限		

領収日付印
(さいたま市控)

納付書（原符）

さいたま市

通知書番号	
期別	
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
納税者	

領収日付印
(金融機関控)

領収証書

さいたま市

通知書番号	
期別	
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	
納税者	

この領収証書は5年間大切に保管してください。

紙
収
入
不
要
印

領収日付印
(納税者控)

督促状

次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。

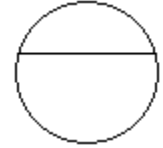
この督促状は、 年 月 日現在で納付を確認できなかった方について作成しています。既に納付されている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

納税者	
-----	--

年度	
税目	円
通知書番号	
期別	
税額	
納期限	

発行日

さいたま市長



様

納付場所

延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第48号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特定化学物質等の要件)</p> <p>第53条 条例第71条第2号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの特定化学物質の質量（その特定化学物質が次の各号に掲げるものであるときは、当該特定化学物質が含有する当該各号に定める物質の質量とする。以下この条及び第56条において同じ。）のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この条及び第55条において「令」という。）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質のいずれかに該当する特定化学物質の質量の割合が0.1パーセント以上であり、又は当該特定第一種指定化学物質に該当する特定化学物質を除くいずれかの特定化学物質の質量の割合が1パーセント以上である製品（環境への影響が軽微な製品等を除く。）であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 令別表第1第48号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン (3) 令別表第1第62号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム (4) 令別表第1第99号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム (5) 令別表第1第105号に掲げる第一種指定化学物質 銀 (6) 令別表第1第111号に掲げる第一種指定化学物質 クロム (7) 令別表第1第112号に掲げる第一種指定化学物質 クロム (8) 令別表第1第156号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 	<p style="text-align: center;">(特定化学物質等の要件)</p> <p>第53条 条例第71条第2号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの特定化学物質の質量（その特定化学物質が次の各号に掲げるものであるときは、当該特定化学物質が含有する当該各号に定める物質の質量とする。以下この条及び第56条において同じ。）のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この条及び第55条において「令」という。）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質のいずれかに該当する特定化学物質の質量の割合が0.1パーセント以上であり、又は当該特定第一種指定化学物質に該当する特定化学物質を除くいずれかの特定化学物質の質量の割合が1パーセント以上である製品（環境への影響が軽微な製品等を除く。）であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 令別表第1第31号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン (3) 令別表第1第44号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム (4) 令別表第1第75号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム (5) 令別表第1第82号に掲げる第一種指定化学物質 銀 (6) 令別表第1第87号に掲げる第一種指定化学物質 クロム (7) 令別表第1第88号に掲げる第一種指定化学物質 クロム (8) 令別表第1第132号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト

- (9) 令別表第1第164号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (10) 令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (11) 令別表第1第274号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (12) 令別表第1第276号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- (13) 令別表第1第277号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (14) 令別表第1第279号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- (15) 令別表第1第311号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- (16) 令別表第1第314号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (17) 令別表第1第353号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (18) 令別表第1第355号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (19) 令別表第1第363号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (20) 令別表第1第378号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (21) 令別表第1第414号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (22) 令別表第1第444号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- (23) 令別表第1第458号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (24) 令別表第1第465号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (25) 令別表第1第505号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- (26) 別表第1第1項に掲げる化学物質 アンモニア

- (27) 別表第1第13項に掲げる化学物質 硫酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)

2 [略]

別表第17 (第52条—第54条関係)

項	特定化学物質
1	[略]

- (9) 令別表第1第144号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (10) 令別表第1第237号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (11) 令別表第1第239号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (12) 令別表第1第242号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (13) 令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (14) 令別表第1第305号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (15) 令別表第1第309号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (16) 令別表第1第321号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (17) 令別表第1第332号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (18) 令別表第1第374号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (19) 令別表第1第394号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム
- (20) 令別表第1第405号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (21) 令別表第1第412号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (22) 令別表第1第453号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
- (23) 別表第1第2号に掲げる化学物質 アンモニア
- (24) 別表第1第5項に掲げる化学物質 塩化水素
- (25) 別表第1第21項に掲げる化学物質 硝酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)
- (26) 別表第1第41項に掲げる化学物質 硫酸 (100パーセントの濃度に換算したもの)

2 [略]

別表第17 (第52条—第54条関係)

項	特定化学物質
1	アルミニウム (粉状のものに限る。)
2	[略]
3	イソオクタン
4	イソホロン

		5	塩化水素（塩酸を含む。）
<u>2</u>	[略]	6	[略]
<u>3</u>	[略]	7	キャプタン
		8	[略]
<u>4</u>	[略]	9	クロロプレン
<u>5</u>	[略]	10	コールタール
		11	コールタールピッチ
<u>6</u>	[略]	12	[略]
<u>7</u>	[略]	13	[略]
<u>8</u>	[略]	14	ジエタノールアミン
		15	ジエチルサルフェート
		16	シクロヘキサノン
<u>9</u>	[略]	17	[略]
		18	[略]
<u>10</u>	[略]	19	[略]
		20	臭素化ビフェニル（臭素数が2から5までのもの及びその混合物を除く。）
		21	硝酸
		22	タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）
		23	炭化珪素（繊維状のものに限る。）
		24	テトラヒドロフラン
<u>11</u>	[略]	25	[略]
		26	トリメチルアミン
		27	[略]
		28	パラニトロトルエン
		29	フタル酸ジメチル
		30	オルトフタロジニトリル
		31	ふっ化珪素
		32	ふっ素
		33	2-ブトキシエタノール
		34	マグネシウム
		35	[略]
		36	メチルイソブチルケトン
		37	メチルエチルケトン（別名MEK）
		38	メチルターシャリーブチルエーテル
		39	ヨウ化メチル
<u>12</u>	[略]	40	[略]
<u>13</u>	[略]	41	[略]
		42	硫酸ジメチル
<u>14</u>	[略]	43	[略]
		44	ロックウール

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第53条第1項及び別表第17の規定は、令和6年度以後におけるさいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）第74条第2項の規定による取扱量等の報告について適用し、令和5年度における同項の規定による取扱量等の報告については、なお従前の例による。

さいたま市規則第49号

さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則

さいたま市立高等看護学院学則（平成13年さいたま市規則第135号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育内容)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>2 別表に定める授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次に掲げる基準により計算する。</u></p> <p><u>(1) 講義又は演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p><u>(2) 実験、実習又は実技を含む授業科目については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p><u>(3) 臨地実習については、45時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(入学前の大学等における履修単位の認定)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 学院長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>第40条第2号</u>の規定に該当する者が学院に入学する前に既に履修した単位について、当該者の申請に基づき、次の各号のいずれかの分野又は領域に係る既習の学習内容を評価し、学院の教育内容に相当すると認めるときは、別表に定める基礎分野の履修に替え相当の単位を授与することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(授業料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 各年度の授業料は、当該年度において、4月分</p>	<p style="text-align: center;">(教育内容)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 別表に定める授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次に掲げる基準により計算する。</p> <p>(1) 講義又は演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習又は実技を含む授業科目については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 臨地実習については、45時間の授業をもって1単位とする。</p> <p style="text-align: center;">(入学前の大学等における履修単位の認定)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 学院長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>第39条第1号</u>の規定に該当する者が学院に入学する前に既に履修した単位について、当該者の申請に基づき、次の各号のいずれかの分野又は領域に係る既習の学習内容を評価し、学院の教育内容に相当すると認めるときは、別表に定める基礎分野の履修に替え相当の単位を授与することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(授業料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 各年度の授業料は、当該年度において、4月分</p>

から <u>9月分</u> までの前期及び <u>10月分</u> から翌年3月分までの後期の2期に区分して納付するものとする。 3～6 [略]	から <u>10月分</u> までの前期及び <u>11月分</u> から翌年3月分までの後期の2期に区分して納付するものとする。 3～6 [略]
---	--

別表を次のように改める。

別表（第7条、第13条関係）

教育内容		授業科目	単位数	授業時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	哲学	2	30
		論理学	2	30
		情報科学	1	30
		医療英語	1	30
		生物学	1	15
		小計	7	135
	人間と生活・社会の理解	社会学	1	15
		教育学	1	15
		心理学	1	30
		人間関係論	1	30
		コミュニケーション論	1	15
		家族論	1	15
		カウンセリング理論	1	15
	小計	7	135	
	合計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の機能と構造Ⅰ（呼吸器・循環器）	1	30
		人体の機能と構造Ⅱ（消化器・内分泌・腎・泌尿器・生殖）	1	30
		人体の機能と構造Ⅲ（脳・神経・感覚器・骨・筋）	1	30
		生化学	1	15
		小計	4	105
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
		病原微生物学	1	30
		疾病治療論	1	15
		疾病の成り立ちと治療Ⅰ（循環・呼吸）	1	30
		疾病の成り立ちと治療Ⅱ（脳・運動器・視覚）	1	30
		疾病の成り立ちと治療Ⅲ（消化器・内分泌・代謝）	1	30
		疾病の成り立ちと治療Ⅳ（腎・泌尿器・生殖器・乳腺）	1	30
		疾病の成り立ちと治療Ⅴ（生体防御機能・免疫機能・血液・感覚器）	1	15

		疾病の成り立ちと治療Ⅵ（小児の特徴的な疾患と治療）	1	15
		疾病の成り立ちと治療Ⅶ（精神障害と治療）	1	15
		リハビリテーション論	1	15
		臨床栄養学	1	30
		臨床薬理学	1	30
		小計	13	315
	健康支援と社会保障制度	社会福祉	1	15
		生活を支える社会福祉制度	1	15
		健康維持のための予防と支援	1	15
		公衆衛生の基本	1	15
		関係法規	1	15
		国際・災害医療論	1	15
		小計	6	90
		合計	23	510
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		看護研究	1	15
		看護研究演習	1	15
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30
		診療看護技術Ⅰ	1	30
		診療看護技術Ⅱ	1	30
		診療看護技術Ⅲ	1	15
		看護過程	1	30
		ヘルスアセスメントⅠ（バイタルサイン）	1	15
		ヘルスアセスメントⅡ（フィジカルアセスメント）	1	15
		臨床看護総論	1	30
		看護倫理	1	15
		小計	14	330
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	1	30
		地域・在宅看護生活援助技術	1	30
		地域・在宅で療養する対象の看護	1	30
		健康と暮らしを支える看護	1	15
		地域・在宅で生活をする対象を支える看護	1	15
		地域・在宅看護論看護過程演習	1	30

	小計	6	150
成人看護学	成人看護学概論	1	30
	成人期にある対象の看護Ⅰ（消化器・代謝・内分泌）	1	30
	成人期にある対象の看護Ⅱ（呼吸・循環器）	1	30
	成人期にある対象の看護Ⅲ（運動・脳神経・感覚器）	1	30
	成人期にある対象の看護Ⅳ（内部環境・生体防御・血液）	1	30
	成人看護学看護過程演習	1	30
	小計	6	180
老年看護学	高齢者看護学概論	1	15
	高齢者の健やかな生活への看護	1	30
	健康障害のある高齢者の看護	1	30
	高齢者看護学看護過程演習	1	30
	小計	4	105
小児看護学	小児看護学概論	1	15
	こどもの成長・発達に応じた看護	1	30
	健康障害のあるこどもの看護	1	30
	小児看護学看護過程演習	1	30
	小計	4	105
母性看護学	母性看護学概論	1	30
	女性のライフサイクルと健康と看護	1	15
	女性のライフサイクルと周産期の看護	1	30
	母性看護学看護過程演習	1	30
	小計	4	105
精神看護学	精神看護学概論	1	30
	精神障害を持つ対象の看護	1	30
	精神看護学援助技法	1	15
	精神看護学看護過程演習	1	30
	小計	4	105
看護の統合と実践	看護管理	1	15
	医療安全	1	15
	国際・災害看護	1	15
	統合技術演習	1	30
	小計	4	75

	合計	46	1155
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
	基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	地域・在宅看護論実習	2	90
	成人看護学実習Ⅰ	2	90
	成人看護学実習Ⅱ	2	90
	成人看護学実習Ⅲ	2	90
	老年看護学実習Ⅰ	2	90
	老年看護学実習Ⅱ	2	90
	小児看護学実習	2	90
	母性看護学実習	2	90
	精神看護学実習	2	90
	統合実習	2	90
		合計	23
	講義 合計	83	1935
	実習 合計	23	1035
	総合計	106	2970

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市立高等看護学院学則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後入学する学生（同日の前日に在学する学生の属する学年に転入学をする学生を除く。以下同じ。）から適用する。
- 3 施行日前に入学した学生で、第17条の規定による休学その他の事情により、施行日以後入学する学生の属する学年の授業科目を履修することとなったものに係る授業科目等については、前項の規定にかかわらず、学院長が別に定めるところによる。

さいたま市規則第50号

さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(届出等の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>ふぐ処理施設の認定の申請</u> <u>ふぐ処理施設認定申請書</u> (様式第9号)</p> <p>(9) <u>ふぐ処理施設の認定書</u> <u>ふぐ処理施設認定書</u> (様式第10号)</p> <p>(10) 相続、合併、分割による<u>ふぐ処理施設</u>営業者の地位の承継の届出 <u>ふぐ処理施設認定書交付申請書</u> (様式第11号)</p> <p>(11) <u>ふぐ処理施設認定書</u>の再交付の申請 <u>ふぐ処理施設認定書再交付申請書</u> (様式第12号)</p> <p>(12) <u>ふぐ処理施設認定書</u>の返納 <u>ふぐ処理施設認定書返納届</u> (様式第13号)</p> <p>(13) 専任<u>ふぐ処理者</u>の変更 <u>専任のふぐ処理者変更届</u> (様式第14号)</p> <p>(14) <u>ふぐの処理</u>の廃止 <u>ふぐ処理施設廃止届</u> (様式第15号)</p> <p>様式第1号 (第2条関係) <div style="text-align: right;">営業許可書</div> [略]</p>	<p>(届出等の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>ふぐ取扱施設の認定の申請</u> <u>ふぐ取扱施設認定申請書</u> (様式第9号)</p> <p>(9) <u>ふぐ取扱施設の認定書</u> <u>ふぐ取扱施設認定書</u> (様式第10号)</p> <p>(10) 相続、合併、分割による<u>ふぐ取扱施設</u>営業者の地位の承継の届出 <u>ふぐ取扱施設認定書交付申請書</u> (様式第11号)</p> <p>(11) <u>ふぐ取扱施設認定書</u>の再交付の申請 <u>ふぐ取扱施設認定書再交付申請書</u> (様式第12号)</p> <p>(12) <u>ふぐ取扱施設認定書</u>の返納 <u>ふぐ取扱施設認定書返納届</u> (様式第13号)</p> <p>(13) 専任<u>ふぐ調理師</u>の変更 <u>専任のふぐ調理師変更届</u> (様式第14号)</p> <p>(14) <u>ふぐの取扱</u>の廃止 <u>ふぐ取扱施設廃止届</u> (様式第15号)</p> <p>(15) <u>ふぐ提供施設</u>の届出 <u>ふぐ提供施設届</u> (様式第16号)</p> <p>(16) <u>ふぐ提供施設</u>の届出事項の変更の届出 <u>ふぐ提供施設変更届</u> (様式第17号)</p> <p>(17) <u>ふぐ提供施設</u>の廃止の届出 <u>ふぐ提供施設廃止届</u> (様式第18号)</p> <p>様式第1号 (第2条関係) <div style="text-align: right;">営業許可書</div> [略] <div style="text-align: right;">営業施設符号</div></p>

[略]
許可の有効期間 年 月 日から 年
月 日まで
営業施設符号
[略]

様式第1号の2 (第2条関係)
営業許可書

[略]
[略]
許可の有効期間 年 月 日から 年
月 日まで
営業施設符号
[略]

様式第9号 (第4条関係)
ふぐ処理施設認定申請書

[略]

ふぐ処理施設	[略]
[略]	
専任のふぐ 処理者に係 る事項	[略]

備考 次に掲げる書類のいずれかを添付すること。
・ 専任のふぐ処理者の免許証の写し
[略]

様式第10号 (第4条関係)
[略]

ふぐ処理施設認定書

[略]
ふぐ処理施設の所在地
ふぐ処理施設の名称

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定によるふぐ処理施設として認定します。
[略]

様式第11号 (第4条関係)
ふぐ処理施設認定書交付申請書

[略]
営業者の地位を承継したので、埼玉県ふぐの取扱
い等に関する条例第16条第2項の規定により、次
のとおりふぐ処理施設認定書の交付を申請します。
[略]
4 ふぐ処理施設認定年月日 年 月 日
[略]

[略]
許可の有効期間 年 月 日から 年
月 日まで
[略]

様式第1号の2 (第2条関係)
営業許可書

[略]
営業施設符号
[略]
許可の有効期間 年 月 日から 年
月 日まで
[略]

様式第9号 (第4条関係)
ふぐ取扱施設認定申請書

[略]

ふぐ取扱施設	[略]
[略]	
専任のふぐ 調理師に係 る事項	[略]

備考 次に掲げる書類のいずれかを添付すること。
・ 専任のふぐ調理師の免許証の写し
[略]

様式第10号 (第4条関係)
[略]

ふぐ取扱施設認定書

[略]
ふぐの取扱施設の所在地
ふぐ取扱施設の名称

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定によるふぐ取扱施設として認定します。
[略]

様式第11号 (第4条関係)
ふぐ取扱施設認定書交付申請書

[略]
営業者の地位を承継したので、埼玉県ふぐの取扱
い等に関する条例第16条第2項の規定により、次
のとおりふぐ取扱施設認定書の交付を申請します。
[略]
4 ふぐ取扱施設認定年月日 年 月 日
[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 地位の承継前の業者が交付を受けたふぐ処理施設認定書
- 2・3 [略]

様式第12号（第4条関係）

ふぐ処理施設認定書再交付申請書

[略]

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおりふぐ処理施設認定書の再交付を申請します。

- 1 ふぐ処理施設の名称
 - 2 ふぐ処理施設の所在地及び電話番号
 - 3 ふぐ処理施設認定年月日 年 月 日
- [略]

様式第13号（第4条関係）

ふぐ処理施設認定書返納届

[略]

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

[第15条
]	第17条

第2項] の規定により、ふぐ処理施設認定書を返
 第3項] 納します。

様式第14号（第4条関係）

専任のふぐ処理者変更届

[略]

専任のふぐ処理者を変更したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

<u>ふぐ処理施設</u>	[略]	
[略]		
	変更前の <u>ふぐ処理者</u> 氏名	[略]
変更内容	変更後の <u>専任のふぐ処理者</u> に係る事項	[略]

備考 次の書類のいずれかを添付すること。

- ・ 変更後の者の専任のふぐ処理者の免許証の写し

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 地位の承継前の業者が交付を受けたふぐ取扱施設認定書
- 2・3 [略]

様式第12号（第4条関係）

ふぐ取扱施設認定書再交付申請書

[略]

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおりふぐ取扱施設認定書の再交付を申請します。

- 1 ふぐ取扱施設の名称
 - 2 ふぐ取扱施設の所在地及び電話番号
 - 3 ふぐ取扱施設認定年月日 年 月 日
- [略]

様式第13号（第4条関係）

ふぐ取扱施設認定書返納届

[略]

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

[第15条
]	第17条

第2項] の規定により、ふぐ取扱施設認定書を返
 第3項] 納します。

様式第14号（第4条関係）

専任のふぐ調理師変更届

[略]

専任のふぐ調理師を変更したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

<u>ふぐ取扱施設</u>	[略]	
[略]		
	変更前の <u>ふぐ調理師</u> 氏名	[略]
変更内容	変更後の <u>専任のふぐ調理師</u> に係る事項	[略]

備考 次の書類のいずれかを添付すること。

- ・ 変更後の者の専任のふぐ調理師の免許証の写し

[略]

<p>様式第15号（第4条関係） <u>ふぐ処理施設廃止届</u></p> <p>[略]</p> <p><u>ふぐ処理施設</u>を廃止したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 <u>ふぐ処理施設</u>の名称</p> <p>2 <u>ふぐ処理施設</u>の所在地 さいたま市 区</p> <p>3 <u>ふぐ処理施設</u>認定年月日 年 月 日</p> <p>[略]</p> <p>備考 <u>ふぐ処理施設認定書</u>を添付すること。</p>	<p>様式第15号（第4条関係） <u>ふぐ取扱施設廃止届</u></p> <p>[略]</p> <p><u>ふぐ取扱施設</u>を廃止したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 <u>ふぐ取扱施設</u>の名称</p> <p>2 <u>ふぐ取扱施設</u>の所在地 さいたま市 区</p> <p>3 <u>ふぐ取扱施設</u>認定年月日 年 月 日</p> <p>[略]</p> <p>備考 <u>ふぐ取扱施設認定書</u>を添付すること。</p>
--	--

様式第16号から様式第18号までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第15号から第17号までを削る改正、様式第1号及び様式第1号の2の改正並びに様式第16号から様式第18号までを削る改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第1号、様式第1号の2及び様式第9号から様式第15号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第51号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの ア～キ [略]</p> <p><u>ク 産じょく検診</u></p> <p><u>ケ 産婦健康診査</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの ア～キ [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

第2条 さいたま市立病院管理規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。 病院経営部</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。 病院経営部</p>

[略]

医事課

- (1) 施設基準の管理及び届出に関すること。
- (2) 診療報酬及び公衆衛生、治験、労働災害、公務災害、施設入所者の診療等に係る費用（以下「診療報酬等」という。）の計算、請求及び督促に関すること。
- (3)・(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 使用料、手数料等の収納に関すること。

(8) [略]

(9) 患者の診療に係る事務に関すること。

(10) 検診に係る事務に関すること。

[略]

(職員)

第5条 [略]

2～10 [略]

11 診療部に参事、各科に部長、科長、主幹、主査又は医長を置くことができる。

12～23 [略]

(手術等の説明及び承諾)

第12条 病院において院長の指示する手術、検査及び麻酔（以下「手術等」という。）を受けようとする者は、当該手術等の必要理由、内容その他所要の事項について説明を受けた後に、当該手術等を受けることを承諾する場合、別に定める書面を院長に提出しなければならない。

(使用料)

第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。

(1)～(3) [略]

(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 新生児聴覚スクリーニング検査料

ケ [略]

コ [略]

[略]

医事課

- (1) 施設基準の管理に関すること。
- (2) レセプト請求に関すること。

(3)・(4) [略]

(5) 医事統計に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 使用料、手数料等現金の収納に関すること。

(9) 診療報酬等の計算、請求及び督促に関すること。

(10) [略]

(11) 患者の診療事務に関すること。

(12) 検診事務に関すること。

[略]

(職員)

第5条 [略]

2～10 [略]

11 診療部に参事、各科に部長、科長又は医長を置くことができる。

12～23 [略]

(手術・検査・麻酔)説明書兼手術等承諾書)

第12条 病院において院長の指示する手術等を受けようとする者は、(手術・検査・麻酔)説明書兼手術等承諾書(様式第3号)を院長に提出しなければならない。

(使用料)

第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。

(1)～(3) [略]

(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(5)・(6) [略]

別表第2 (第13条関係)

[略]	
産婦 人科 関係 使用 料	[略]
新生児管理保育料	[略]
新生児聴覚スクリーニング検査料	診療報酬の算定方法に基づく点数に15円を乗じて得た額
[略]	[略]
[略]	

備考 [略]

(5)・(6) [略]

別表第2 (第13条関係)

[略]	
産婦 人科 関係 使用 料	[略]
新生児管理保育料	[略]
[略]	[略]
[略]	

備考 [略]

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則（平成30年さいたま市規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 財政局北部市税事務所 保健福祉局福祉部障害者更生相談センター 都市局みどり公園推進部北部公園整備課 都市局都心整備部氷川参道対策室 都市局都心整備部東日本交流拠点整備課 都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所 都市局北部都市計画事務所 建設局北部建設事務所 その他市長が特に必要と認める施設等</td></tr></table>	大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 財政局北部市税事務所 保健福祉局福祉部障害者更生相談センター 都市局みどり公園推進部北部公園整備課 都市局都心整備部氷川参道対策室 都市局都心整備部東日本交流拠点整備課 都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所 都市局北部都市計画事務所 建設局北部建設事務所 その他市長が特に必要と認める施設等	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 北部建設事務所 北部都市・公園管理事務所 障害者更生相談センター 大宮駅東口まちづくり事務所 氷川参道対策室 東日本交流拠点整備課 北部市税事務所 その他市長が特に必要と認める施設等</td></tr></table>	大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 北部建設事務所 北部都市・公園管理事務所 障害者更生相談センター 大宮駅東口まちづくり事務所 氷川参道対策室 東日本交流拠点整備課 北部市税事務所 その他市長が特に必要と認める施設等
大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 財政局北部市税事務所 保健福祉局福祉部障害者更生相談センター 都市局みどり公園推進部北部公園整備課 都市局都心整備部氷川参道対策室 都市局都心整備部東日本交流拠点整備課 都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所 都市局北部都市計画事務所 建設局北部建設事務所 その他市長が特に必要と認める施設等			
大宮区役所 さいたま市立大宮図書館 北部建設事務所 北部都市・公園管理事務所 障害者更生相談センター 大宮駅東口まちづくり事務所 氷川参道対策室 東日本交流拠点整備課 北部市税事務所 その他市長が特に必要と認める施設等			

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1・2 [略]					1・2 [略]				
3 東大宮コミュニティセンター					3 東大宮コミュニティセンター				
名称	単位	使用料（1回につき）	備考		名称	単位	使用料（1回につき）	備考	
[略]					[略]				
音響・映像設備	[略]	[略]	[略]		音響・映像設備	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]		オープンテープデッキ	1台	600円	テープを含まない。	
	[略]	[略]	[略]		カセットテープデッキ	1台	600円	//	
	[略]	[略]	[略]		レコードプレーヤー	1台	600円	[略]	
	[略]	[略]	[略]		ニ	[略]	[略]	[略]	
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				
4 七里コミュニティセンター					4 七里コミュニティセンター				
名称	単位	使用料（1回につき）	備考		名称	単位	使用料（1回につき）	備考	
[略]					[略]				
照明・音響・映像	[略]	[略]	[略]		照明・音響・映像	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]		センターピンスポ	1式	570円	[略]	

音響装置	[略]	[略]	多目的ホール及びレクリエーションルームのみ
音響・映像装置	[略]	[略]	第3集会室及び第4集会室のみ。スクリーンを含む。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

5 宮原コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
[略]			
照明・音響・映像	[略]	[略]	[略]
映像装置	[略]	[略]	DVDプレーヤー及びプロジェクターを含む。
[略]			

備考 [略]

ソットライ ト 音響装置	[略]	[略]	
ビデオプロ ジェク ター 200イ ンチ	1式	1,040円	多目的ホールのみ
ビデオプロ ジェク ター 100イ ンチ	[略]	[略]	集会室のみ
[略]	[略]	[略]	[略]
オーバー ヘッドプ ロジェク ター	1式	570円	
[略]			

備考 [略]

5 宮原コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
[略]			
照明・音響・映像	[略]	[略]	[略]
ILAプロ ジェク ター	1式	1,040円	多目的ホールのみ
データプ ロジェク ター	1式	570円	ビデオデッキ等含む。
オーバー ヘッドプ ロジェク ター	1式	570円	
映像装置	[略]	[略]	
[略]			

備考 [略]

6～9 [略]

10 西与野コミュニティホール

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

11 [略]

12 高鼻コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

13 [略]

14 岩槻駅東口コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
[略]			
照明・音響・映像	音響・照明装置	[略]	ミニホールのみ
	音響装置	[略]	多目的ルームA、多目的ルームB、多目的ルームC、研修室（ワッツルームA）及び音楽スタジオのみ
	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

6～9 [略]

10 西与野コミュニティホール

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備	ミキサー	1式	1,100円
	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

11 [略]

12 高鼻コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	[略]	[略]	[略]
	ダイレクトプロジェクター	1式	570円
	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

13 [略]

14 岩槻駅東口コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
[略]			
照明・音響・映像	音響・照明装置	[略]	ミニホール及び研修室A（ワッツルーム）のみ
	音響装置	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			

備考 [略]

15 ふれあいプラザいわつき

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台・音響・映像・その他	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

16・17 [略]

18 片柳コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]
グランドピアノ	[略]	[略]	多目的ルームのみ。調律料は含まない。
	[略]	[略]	[略]

[略]

音響設備	音響装置	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	

[略]

備考 [略]

19 浦和コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
その他	[略]	[略]	[略]
	パソコン	[略]	IT研修室のみ
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

20～23 [略]

15 ふれあいプラザいわつき

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台・音響・映像・その他	[略]	[略]	[略]
	カラオケ装置	1式	530円
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

16・17 [略]

18 片柳コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]
グランドピアノ	[略]	[略]	多目的ホール及び多目的ルームのみ。調律料は含まない。
	[略]	[略]	[略]

[略]

音響設備	音響装置	[略]	[略]	調律料は含まない。
	[略]	[略]	[略]	

[略]

備考 [略]

19 浦和コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
その他	[略]	[略]	[略]
	パソコン	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

20～23 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
1 公営住宅							1 公営住宅								
名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類	名称	位置	戸数	規格		棟番号又は部屋番号	共同施設等の種類		
			建設年度	構造						建設年度	構造				
[略]							[略]								
浮谷住宅	[略]	[略]					[略]	浮谷住宅	[略]	[略]					[略]
		95戸	平成26年度	鉄筋5階建	A棟	[略]				95戸	平成26年度	鉄筋5階建	A棟	[略]	
[略]							[略]								
2・3 [略]							2・3 [略]								

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第55号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条</u>に規定する課並びにさいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条各項に規定する課及び同規則別表第1第2類事業所の欄に掲げる事業所の長で下水道事業に従事するものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 <u>さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条第1項</u>に規定する課並びにさいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条各項に規定する課及び同規則別表第1第2類事業所の欄に掲げる事業所の長で下水道事業に従事するものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>救急係</p> <p>普及係</p> <p><u>救急指導室</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>予防課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 火災調査技術の研究に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>救急係</p> <p>普及係</p> <p><u>指導係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>予防部</p> <p>予防課</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 火災調査技術の研究及び<u>指導</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(14) [略]</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 医療機関等との連絡調整に関する<u>こと</u>。</u></p> <p><u>(6) 救急隊員の教育訓練の企画及び指導に関する<u>こと</u>。</u></p>

救急指導室

- (1) 救急隊員等の教育訓練に関する事。
- (2) 救急ワークステーションに関する事。
- (3) 医療機関等との連絡調整に関する事。

[略]

2 [略]

[略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第57号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） (1) 男性消防吏員の服制			別表（第2条関係） (1) 男性消防吏員の服制		
品名	区分	摘要	品名	区分	摘要
[略]			[略]		
冬服	[略]		冬服	[略]	
	ネクタイ	色及び地質 <u>紺色の合成繊維</u> の織物とする。		ネクタイ	色及び地質 紺色に <u>白色のストライプの合成繊維</u> の織物とする。
	製式	オレンジ色、白色及び青色のストライプ並びに図に定める絵を配する。 形状は、図のとおりとする。			
[略]			[略]		
防寒衣	色及び地質	<u>黒色の合成繊維</u> の織物とする。	冬服用防寒衣	色及び地質	<u>紺色の天然繊維又は合成繊維</u> の織物とする。
	製式	ハーフコート型とし、襟はスタンドカラーとする。 左右胸部及び左右腹部に、ポケットを付ける。 ファスナーは、フロント及び左右腹ポケットがオレンジ色、左右胸ポケットが黒色とし、務歯隠し仕様とする。		製式	ボックス型コートの総裏仕立てとし、襟はステンカラーとする。 腰の左右にポケットを付ける。 右上腕部に、金色で縁取った紺色の楕円形の台地の上段に「Saitama」、中段に「City」、下段に「FIRE

局名表示は、白色とし、左胸部に「さいたま市消防局」1行、背部に「さいたま市消防局」及び「Saitama City Fire Bureau」2行を表示する。
形状は、図のとおりとする。

「BUREAU」の文字を金色で表示する。
形状は、図のとおりとする。

[略]

[略]

短靴	色及び地質	黒色の革製とし、先芯入りとする。
----	-------	------------------

短靴	色及び地質	黒色の革製又は合成皮革製とし、先芯入りとする。
----	-------	-------------------------

[略]

[略]

(2) 女性消防吏員の服制

(2) 女性消防吏員の服制

品名	区分	摘要
[略]		
冬服	[略]	
	ネクタイ	男性消防吏員の服制のネクタイと同様とする。
[略]		
防寒衣	色及び地質	男性消防吏員の服制の防寒衣と同様とする。
	製式	
[略]		
靴	パンプス	黒色の革製とする。
	[略]	
[略]		

品名	区分	摘要
[略]		
冬服	[略]	
	ネクタイ	エンジ、濃紺及び金色の3色ストライプの織物で棒タイとする。
[略]		
冬服用防寒衣	色及び地質	男性消防吏員の服制の冬服用防寒衣と同様とする。
	製式	
[略]		
靴	パンプス	黒色の革製又は合成皮革製とする。
	[略]	
[略]		

(3) 消防隊の服制

(3) 消防隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
防寒衣	色及び地質	男性消防吏員の服制の防寒衣と同様とする。
	製式	

品名	区分	摘要
[略]		
活動用防寒衣	色及び地質	青系色の天然繊維又は合成繊維とする。 パイロット型の総裏仕立てとし、襟はステンカラーとする。 腰の左右にポケットを付ける。 右上腕部に、紺色の楕円形の台地の上段に「Saitama」、中段に「Cit
	製式	

[略]		
防火帽	色及び地質	帽体はFRP製とし、青色仕上げ（指揮隊は白色仕上げ）とする。
	製式	かぶと型とし、内部に変性PPE発泡ビーズ製の衝撃吸収ライナーを取付ける。着装体は頭囲に応じて調整できるダイヤルラチェットを備えたポリエチレン製のハンモック付きヘッドバンドに合成繊維製の内装一体型カバーとする。外周には、1条のオレンジ色（指揮隊は赤色）の反射線を付ける。前面にポリカーボネイト製の引き出し式顔面保護用シールドを付ける。あごひもは、アラミド繊維とし、締め付け金具付きとする。後ろひさしには、環状の掛け金具を付ける。内側の前ひさし両端から後部にわたり、しころを取り付けるためのボタンを付ける。帽の左右両側面の上段に「さいたま市消防局」、下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字

		y」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を黄色で表示する。形状は、図のとおりとする。
[略]		
防火帽	色及び地質	ガラス繊維を素材としたポリエステル樹脂による強化プラスチックとし、青色仕上げ（指揮隊は白色仕上げ）とする。
	製式	かぶと型とし、内部に発泡スチロール製の衝撃吸収ライナー及びポリエチレン製のハンモック付きヘッドバンドにより、頭部の振動を防ぐ装置を付ける。外周には、1条のオレンジ色の反射線を付ける。前面にスライド式顔面保護カバーを付ける。あごひもは、合成繊維とし、締め付け金具付きとする。後ろひさしには、環状の掛け金具を付ける。内側の前ひさし両端から後部にわたり、しころを取り付けるためのボタンを付ける。帽の左右両側面の

		を白色（指揮隊は黒色）で表示する。表示は反射材とする。形状は、図のとおりとする。
	き章	合成樹脂製の黒色の台地に、銀色消防章を金色桜で抱擁したものを前面中央に付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	階級章	後面に、白地反射ビニール製長方形の中に1条ないし3条の赤色の反射線をもって階級を表示する。形状および寸法は、図のとおりとする。
しころ	[略]	
	製式	防火帽に取り付けるためのボタンを付ける。形状は、図のとおりとする。
	[略]	
	[略]	

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
	[略]	
防寒衣	色及び地質 製式	男性消防吏員の服制の防寒衣と同様とする。
	[略]	

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要
	[略]	
防寒衣	色及び地質 製式	男性消防吏員の服制の防寒衣と同様とする。
	[略]	
防火帽	[略]	
	き章	[略]

	き章	黒色の台地に、銀色消防章をモール製金色桜で抱擁したものを前面中央に付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
しころ	[略]	
	製式	防火帽に取り付けるためのボタンを付ける。
	周章	しころのまわりに1条ないし3条のオレンジ色の反射線をもって階級を表示する。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	[略]	
	[略]	

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
	[略]	
活動用防寒衣	色及び地質 製式	消防隊の服制の活動用防寒衣と同様とする。
	[略]	

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要
	[略]	
活動用防寒衣	色及び地質 製式	消防隊の服制の活動用防寒衣と同様とする。
	[略]	
防火帽	[略]	
	き章	[略]

	階級章	
しころ	[略]	
	製式	
	[略]	
[略]		

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

冬服（ズボン）

[略]



[略]

消防隊

[略]



しころ	[略]	[略]
	製式	
	周章	
	[略]	
[略]		

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

冬服（ズボン）

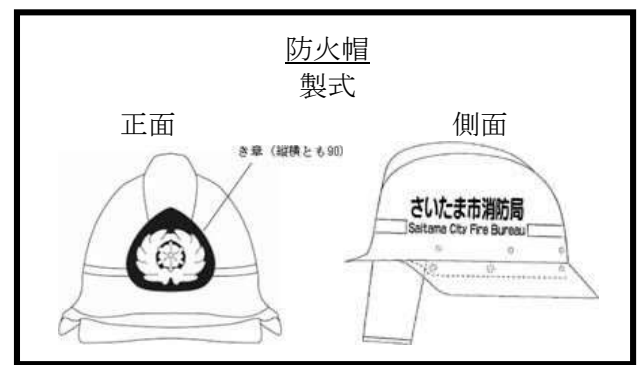
[略]



[略]

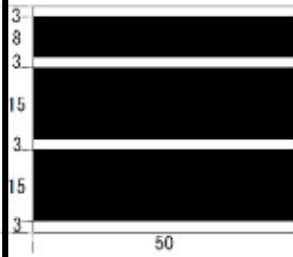
消防隊

[略]

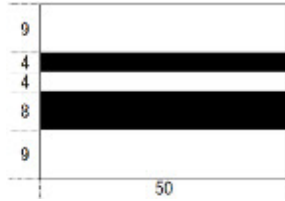


防火帽につける階級章

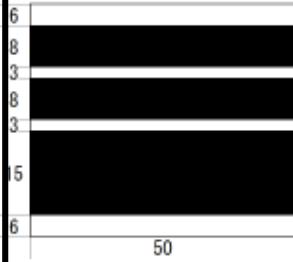
消防司監



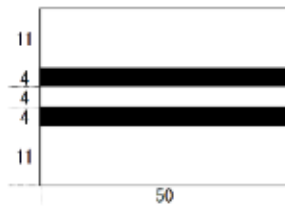
消防司令補



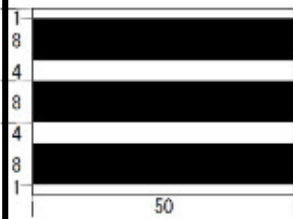
消防正監



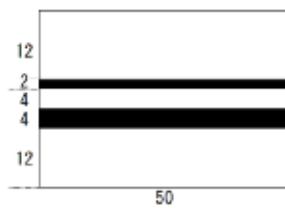
消防士長



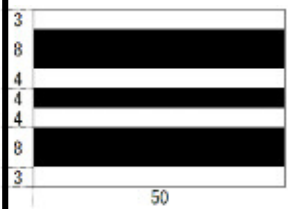
消防監



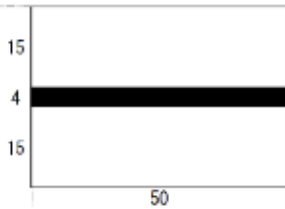
消防副士長



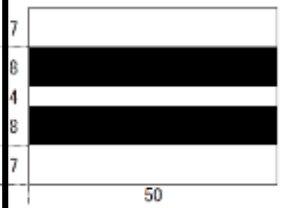
消防司令長



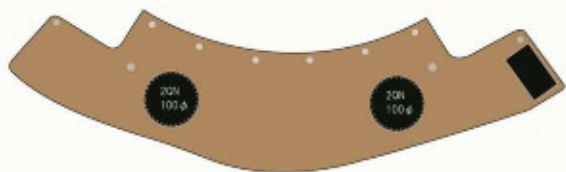
消防士



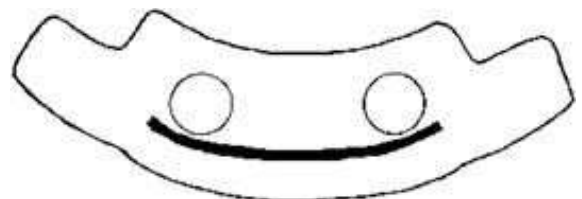
消防司令




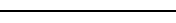



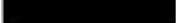

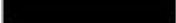










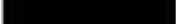
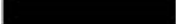
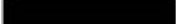

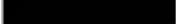
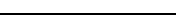



しころ
製式



しころ



しころに付ける階級周章

階級	寸法	周章
消防士	1 0	
消防副士長	5	
	1 0	
	1 0	
消防士長	1 0	
	1 0	
	1 0	
消防司令補	1 0	
	1 0	
	2 5	
消防司令	2 5	
	1 0	
	2 5	
消防司令長	2 5	
	1 0	
	1 0	
	1 0	
	2 5	
消防監	2 5	
	1 0	
	2 5	
	1 0	
	2 5	
消防正監	2 0	
	5	
	2 0	
	5	
	3 0	
消防司監	2	
	5	
	4 0	
	5	
	4 0	

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく男性消防吏員及び女性消防吏員のネクタイ及び冬服用防

寒衣並びに消防隊、救急隊及び救助隊の活動用防寒衣については、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた男性消防吏員及び女性消防吏員のネクタイの使用期間は令和7年3月31日まで、男性消防吏員及び女性消防吏員の冬服用防寒衣並びに消防隊、救急隊及び救助隊の活動用防寒衣の使用期間は令和9年3月31日までとする。

さいたま市規則第58号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
品名	使用期間	品名	使用期間
[略]		[略]	
防寒衣	[略]	冬服用防寒衣	[略]
[略]		[略]	
[略]		活動用防寒衣	5年
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されている冬服用防寒衣及び活動用防寒衣の使用については、なお従前の例による。

さいたま市規則第59号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成13年さいたま市規則第250号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。